

町田市公共施設等総合管理計画
(基本計画)
一部改定

2023年3月
町田市

目次

第 1 章	はじめに.....	4
第 2 章	計画の概要.....	5
	(1) 目的.....	5
	(2) 位置づけ.....	5
	(3) 対象施設.....	6
	(4) 計画期間.....	6
第 3 章	人口と財政状況の見通し.....	7
	(1) 人口.....	7
	(2) 財政.....	8
第 4 章	公共施設等の状況.....	10
	(1) 公共施設.....	10
	(2) 都市インフラ施設.....	13
	①道路.....	13
	②橋梁.....	13
	③その他の道路資産.....	13
	④下水道.....	14
	⑤都市公園.....	14
	(3) 公共施設等の管理に関する主な計画及び取り組み.....	15
	(4) 有形固定資産減価償却率の推移.....	16
第 5 章	総合的かつ計画的な管理の必要性.....	17
	(1) 安全性の確保.....	17
	(2) 公共施設の管理に関する費用の不足.....	18
	(3) 将来を見据えた価値の創出.....	19
	(4) 暮らしと身近な地域拠点の確保.....	19
	(5) ユニバーサルデザインへの取り組み.....	20
	(6) 環境配慮・カーボンニュートラルの推進.....	20
第 6 章	公共施設の基本的な考え方.....	21
	(1) 目指すべき姿.....	22

(2) 基本方針	23
①施設総量の圧縮	23
②ライフサイクルコストの縮減	25
③官民連携によるサービス向上	27
④既存資源の有効活用	29
(3) 基本的な管理に関する実施方針	31
①点検・診断等の実施方針	31
②耐震化の実施方針	31
③安全確保の実施方針	31
④ユニバーサルデザイン化の実施方針	31
⑤脱炭素化の実施方針	31
(4) 施設機能ごとの方向性	32
(5) 公共施設の更新費用に関する目標	34
第7章 都市インフラ施設の基本的な考え方	35
(1) 基本方針	35
①安全・安心の確保を最優先とした維持管理	35
②維持管理の徹底した効率化と財政負担の平準化	35
(2) 都市インフラ施設ごとの課題と方針	36
①道路	36
②橋梁	36
③その他の道路資産	37
④下水道	37
⑤都市公園	38
第8章 計画の推進体制	39
(1) 庁内体制	39
(2) 市民や事業者との連携	39
(3) 今後の検討の進め方	39
第9章 参考資料	41
(1) 公共施設一覧	41
(2) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用	44

第1章 はじめに

町田市は1958年の市制施行以降、東京都心部近郊の住宅都市として発展を続けてきました。高度経済成長期の首都圏の急激な人口の増加による住宅需要を受け入れるべく、1958年に首都圏整備法による市街地開発区域第1号に指定され、大規模団地の建設や土地区画整理事業などが行われました。このため、町田市は1960年代後半から1970年代前半にかけて急激に人口が増加し、学校教育施設を中心とした多くの公共施設や、道路や下水道などの都市インフラを整備しました。それから40年以上が経過し、当時集中的に整備した多くの施設が老朽化により更新の時期を迎えつつあります。

しかし、全国的に人口減少・少子高齢化による人口構造の変化に伴う税収の減少と扶助費等の義務的経費の増加による財源不足が年々深刻化しており、町田市においても、かつてのように多くの施設を一斉に更新することは困難な状況にあります。

また、人口減少や少子高齢化などの環境の変化に対応し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国は2015年度を「地方創生元年」と位置づけました。地方創生の取り組みとして地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高めること等が挙げられています。今後ますます厳しくなる都市間競争において、これからも町田市が選ばれ続ける魅力ある都市であるためには、時代の変化に適応し、未来に向けて発展し続ける必要があります。

このような、これまでと大きく異なる社会環境の中でも、将来の町田を担う世代に負担を負わせることなく、施設を適正に維持管理することはもとより、新たな価値の付加や更なるサービスの向上を図り都市の魅力を高めていくためには、公共施設等についても単に縮小や削減をするのではなく、将来を見据えた長期的な視点や前例踏襲ではない発展的な考えや取り組みが必要となります。

「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）」は、このような背景を踏まえ、町田市が保有する公共施設等の現在の状況を客観的に把握・分析することで現状の課題等を明確にするとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示すことを目的として、2016年3月に策定されました。

本計画を着実かつ計画的に進めるために、「みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画（2018年6月策定）」において施設機能毎の今後の方向性を示し、「町田市新たな学校づくり推進計画（2021年5月策定）」等の各種個別施設計画等を策定しました。また、「町田市第5次環境配慮行動計画（2022年3月策定）」において公共施設の脱炭素化の方針の整理したほか、「まちだユニバーサル社会推進計画（2022年12月策定）」においては公共施設のユニバーサルデザイン化の方針について整理しました。

これらの内容を本計画に反映することを目的として、2023年3月に本計画を一部改定します。

第2章 計画の概要

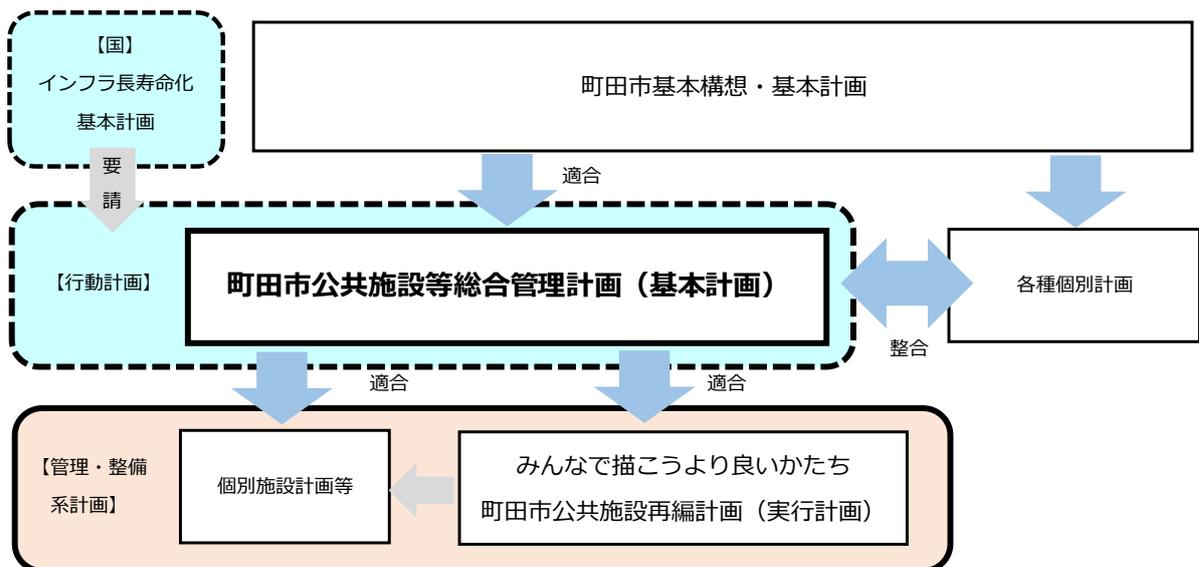
(1) 目的

財政状況が厳しさを増す中でも、必要な公共サービスを維持または向上させていくために、公共施設等の総合的かつ計画的な管理（更新及び維持管理）を行うための基本的な方針を示します。

(2) 位置づけ

本計画は、町田市基本構想・基本計画に適合した計画の一つです。町田市基本構想・基本計画に整合した他の各種個別計画においても、公共施設の管理や整備に関する考え方については原則として本計画との整合を図ります。なお、現時点でこの考え方への整合が不十分な各種個別計画は、各計画改定時に本計画の趣旨と整合した内容とするものとします。また、その他の公共施設等の管理または整備に関する計画については、本計画に適合するものとします（図表 2-1）。

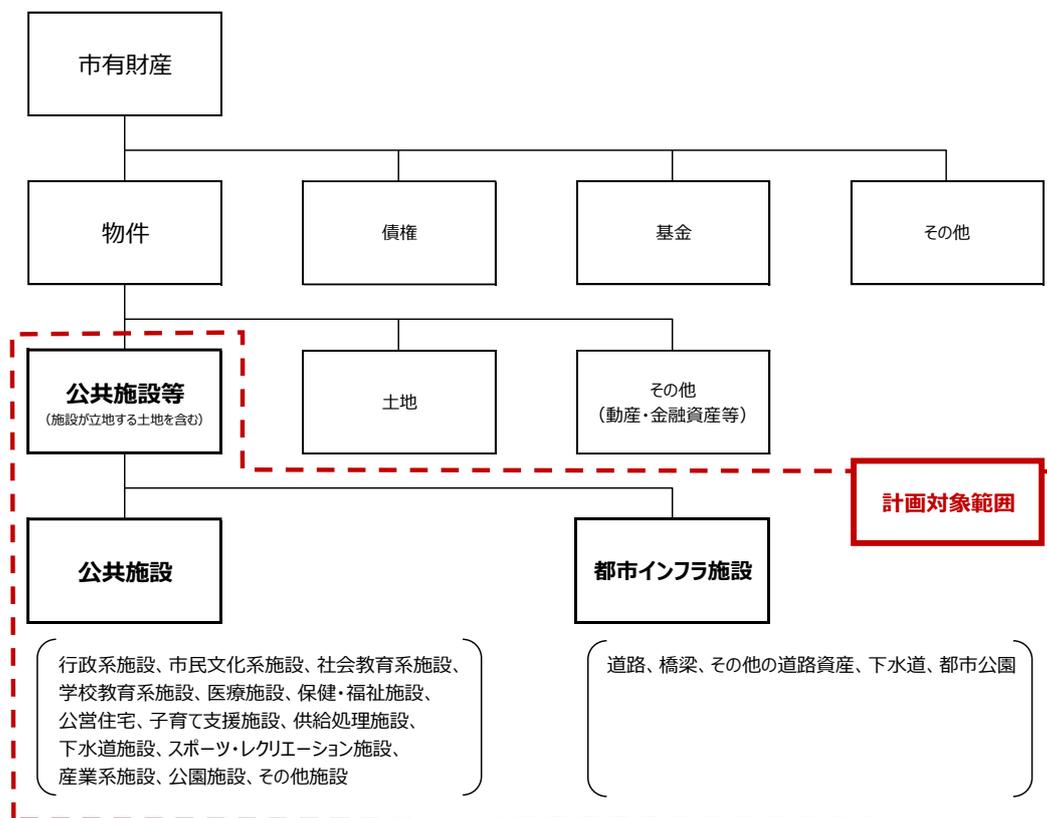
図表 2-1 町田市公共施設等総合管理計画の位置づけ



(3) 対象施設

本計画の対象施設は、「公共施設」と「都市インフラ施設」をあわせた、「公共施設等」とします。なお、本計画でいう「公共施設」は、市有の施設及び市が借りあげて行政サービスを行っている施設とします（図表 2-2）。

図表 2-2 町田市公共施設等総合管理計画の対象施設



備考：本計画で行う施設の更新費用の試算は「公共施設」のみを対象としています。

(4) 計画期間

計画期間は、中長期的な視点で既存施設の建替えや再編を総合的に検討し、これらを確実に実行できる計画とする必要があるため、2016年度から2055年度までの40年間とします。

また、社会情勢の変化に対して柔軟に対応するために定期的に評価・検証を行うことで、計画の前提条件や進捗状況等を再確認し、必要に応じて見直しを行います（図表 2-3）。

図表 2-3 町田市公共施設等総合管理計画の策定及び一部改定の経過

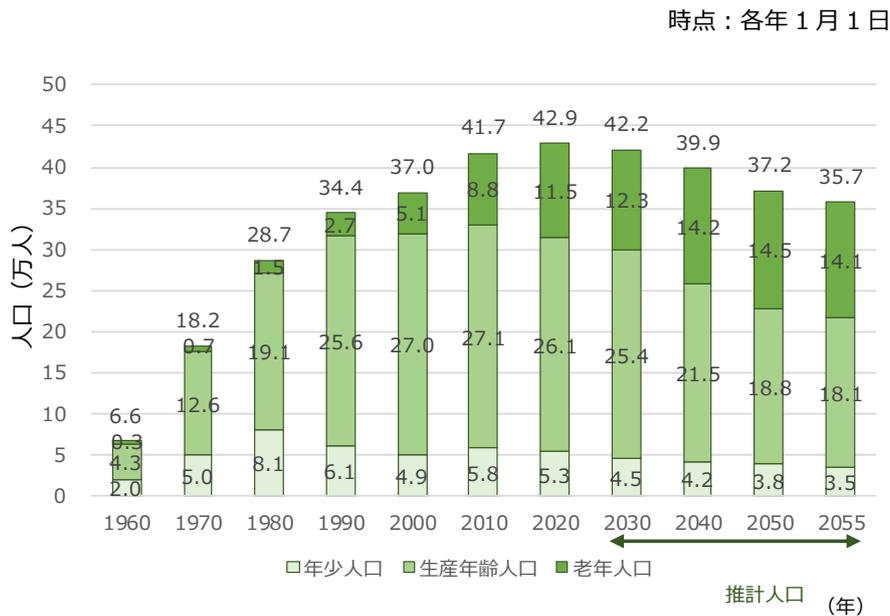
2015年度	町田市公共施設等総合管理計画（基本計画） 策定
2022年度	町田市公共施設等総合管理計画（基本計画） 一部改定

第3章 人口と財政状況の見通し

(1) 人口

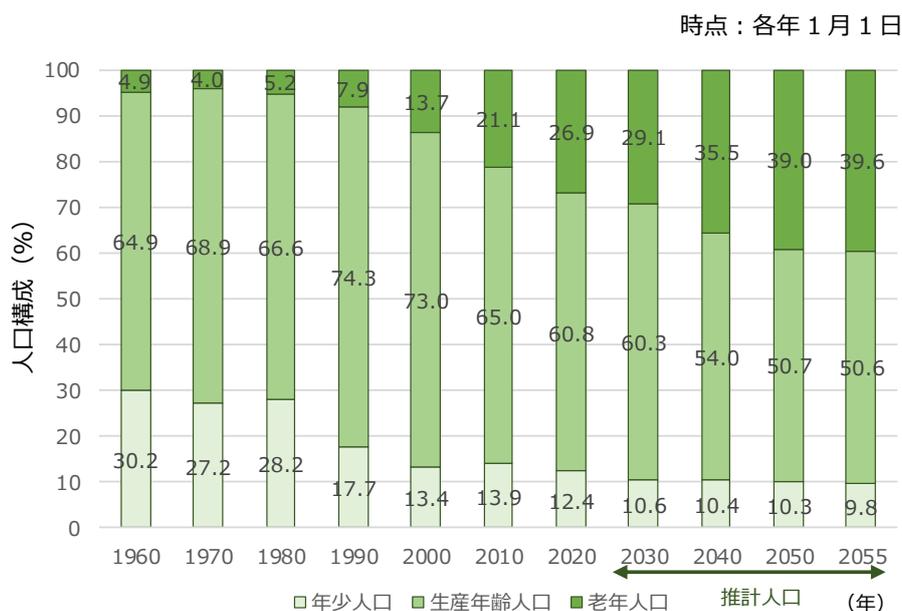
町田市の総人口は高度経済成長期の一斉流入を機に大幅に増加し、その後も増加を続けてきました。しかし、将来推計によると町田市の総人口は今後減少に転じます（図表 3-1）。また、人口構成は、市税収入の中心となる生産年齢人口（15歳から64歳）の割合が低くなり、老年人口（65歳以上）の割合が高まっていきます（図表 3-2）。

図表 3-1 町田市人口の推移と将来推計



出典/時点：町田市将来人口の推計報告書/2021年10月

図表 3-2 町田市人口構成の推移と将来推計



出典/時点：町田市将来人口の推計報告書/2021年10月

(2) 財政

町田市の歳出総額は概ね増加傾向にあり、その背景には、性質上支出が義務づけられている義務的経費の増加にあります(図表 3-3)。また、義務的経費の中でも、特に社会保障制度の一環として支出される扶助費が増加を続けています(図表 3-4)。なお、扶助費全体は町田市の人口減少にあわせて減少していきませんが、扶助費のうちの生活保護費は高齢者人口の増加に比例して、2045年頃まで増加していくことが予測されています(図表 3-5)。

また、義務的経費だけでなく、その他の経費に含まれる繰出金は今後大幅な増加が見込まれています(図表 3-6)。要因は同じく高齢者の人口増加にあり、当面は繰出金の増加により投資的経費が圧迫され、厳しい財政状況を迎えていく見通しです。

《用語説明》

義務的経費…その性質上支出が義務付けられていて、任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費のことをいいます。

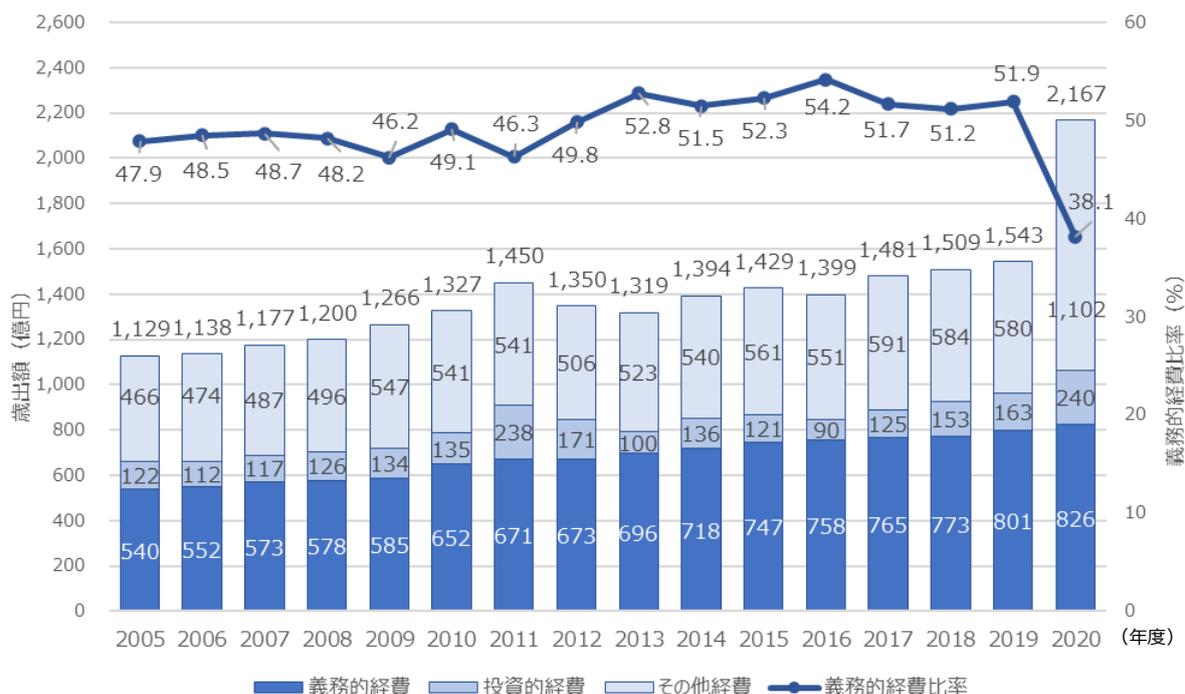
投資的経費…道路、公園、学校など公共施設の整備及び改築に使われる経費で、普通建設事業費や災害復旧事業費などのことをいいます。

その他の経費…義務的経費、投資的経費に含まれない経費で、物件費、補助費、繰出金などのことをいいます。

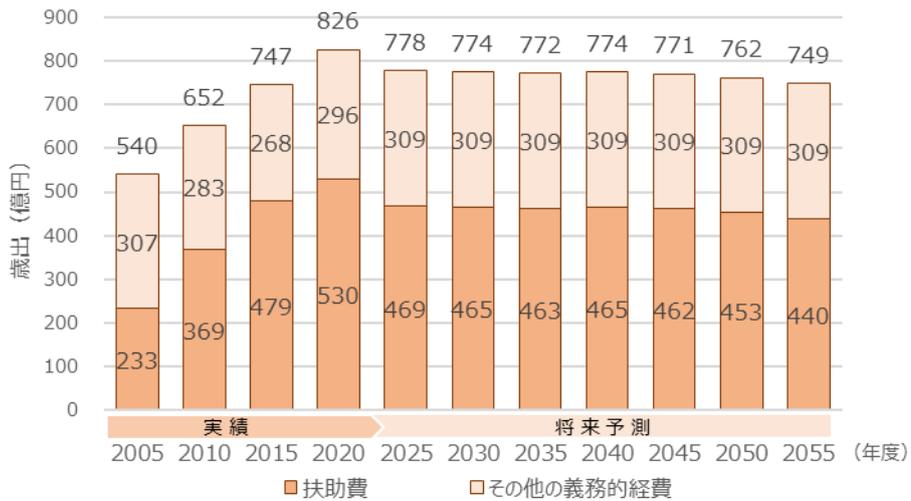
扶助費…生活保護法、児童福祉法、障害者総合支援法などにに基づき、対象者に対して支出する経費、及び市が単独で行っている各種扶助の経費をいいます。

繰出金…国民健康保険事業会計や後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計などの特別会計や基金へ支出する経費をいいます。

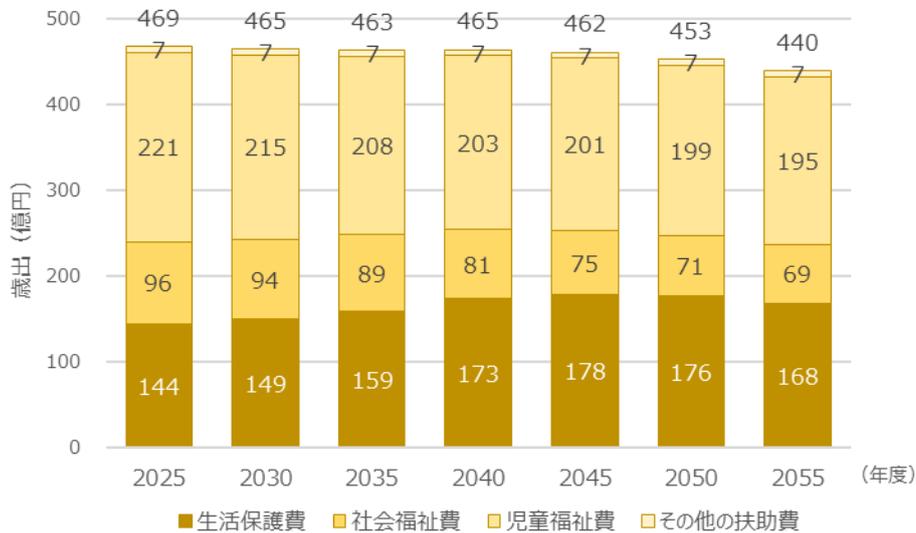
図表 3-3 歳出総額と義務的経費比率の推移



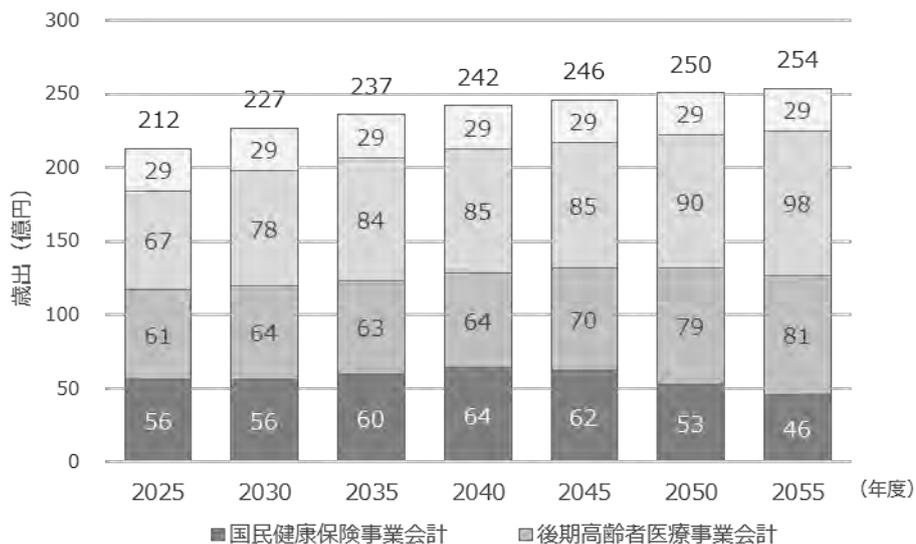
図表 3-4 義務的経費の推移と将来予測



図表 3-5 扶助費の将来予測



図表 3-6 繰出金の将来予測



備考：財政状況の将来予測は、「町田市未来づくり研究所の将来人口推計結果（2015年）」に基づき算出しています。

第4章 公共施設等の状況

(1) 公共施設

町田市の公共施設は全 362 施設、総延床面積は 948,097 ㎡です（2021 年 3 月末時点）（図表 4-1、4-2）。このうち最も多くの面積割合を占めているのは小学校や中学校などの学校教育系施設で、総延床面積の 51.1%を占めています。次に下水道施設、スポーツ・レクリエーション施設、行政系施設が続き、それぞれ総延床面積の 7~8%を占めています（図表 4-3）。

2021 年 3 月末時点で築 30 年以上の 1990 年度以前に建てられた施設が 6 割を超えており、老朽化が進行している施設が多数あります（図表 4-4）。

また、市民 1 人あたりの公共施設延床面積は東京都内 26 市の平均よりも高い状況です（図表 4-5）。東京都内 26 市及び区部の人口と公共施設延床面積の関係を見ても、町田市は東京の他自治体の水準よりもやや多い公共施設総量であることがわかります（図表 4-6）。

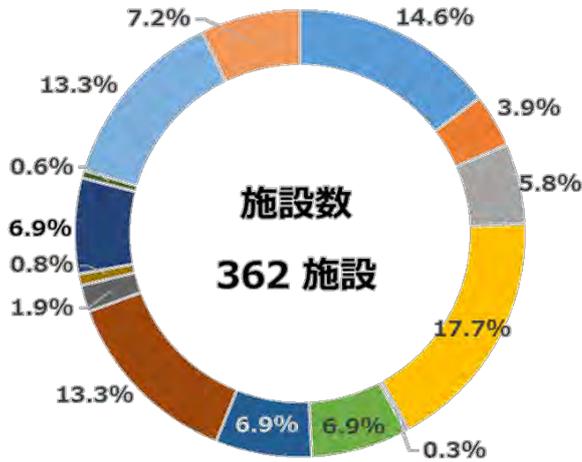
図表 4-1 分類別施設数及び延床面積

施設分類	施設数	施設延床面積	施設例
①行政系施設	53	69,442 ㎡	市庁舎
②市民文化系施設	14	25,882 ㎡	市民活動施設、ホール施設等
③社会教育系施設	21	27,046 ㎡	図書館、文化・観光施設等
④学校教育系施設	64	484,245 ㎡	小学校、中学校等
⑤医療施設	1	47,500 ㎡	市民病院
⑥保健・福祉施設	25	32,130 ㎡	障がい福祉施設、医療・保健施設、高齢者施設等
⑦公営住宅	25	36,651 ㎡	市営住宅
⑧子育て支援施設	48	25,374 ㎡	保育園、学童保育クラブ、子どもセンター等
⑨供給処理施設	7	26,838 ㎡	リサイクルセンター等
⑩下水道施設	3	76,111 ㎡	クリーンセンター等
⑪スポーツ・レクリエーション施設	25	68,968 ㎡	体育館、市民プール、青少年施設等
⑫産業系施設	2	6,072 ㎡	創業支援施設等
⑬公園施設	48	5,244 ㎡	公園管理施設等
⑭その他施設	26	16,585 ㎡	市営駐車場、駐輪場等
総計	362	948,089 ㎡	

備考：・市民センター内に図書館と保健センターがある場合のように、1 つの建物内に複数の施設が含まれている施設（複合施設）は、その中の代表施設の施設分類で 1 施設と数え、延床面積も代表施設の施設分類に合算して算出しています。

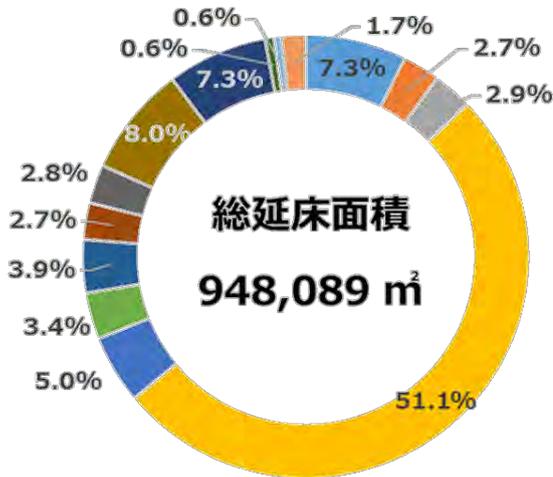
- ・下水道施設は下水道事業会計（公営企業会計）の公共施設を表示しています。
- ・医療施設は病院事業会計（公営企業会計）の公共施設を表示しています。

図表 4-2 施設分類別の施設数割合



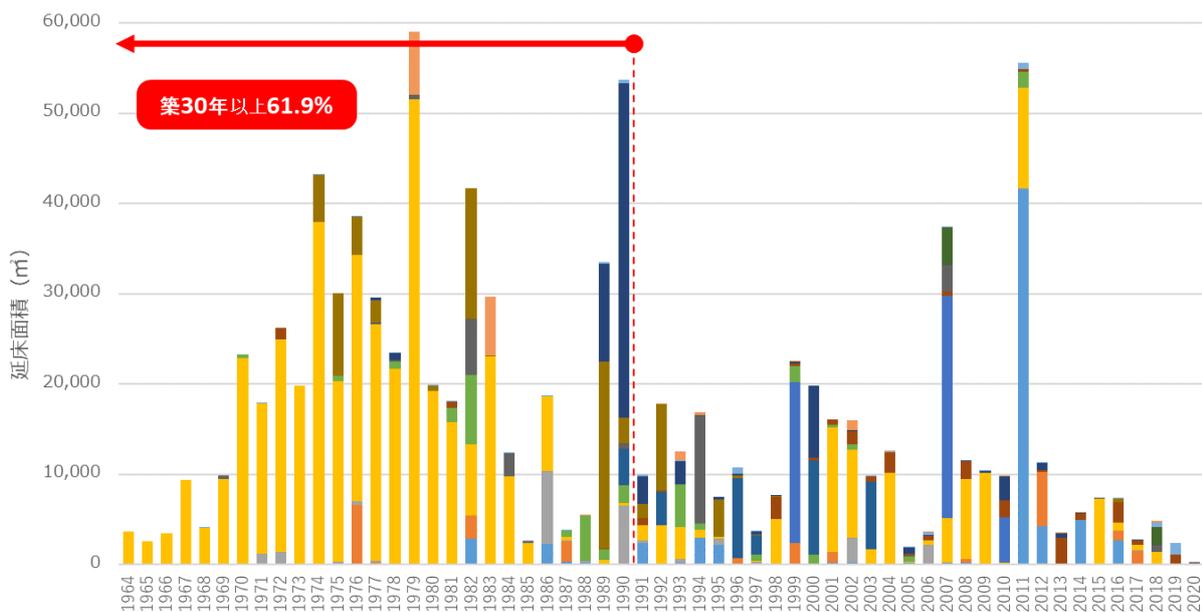
- 行政系施設
- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- 学校教育系施設
- 医療施設
- 保健・福祉施設
- 公営住宅
- 子育て支援施設
- 供給処理施設
- 下水道施設
- スポーツ・レクリエーション施設
- 産業系施設
- 公園施設
- その他施設

図表 4-3 施設分類別の延床面積割合



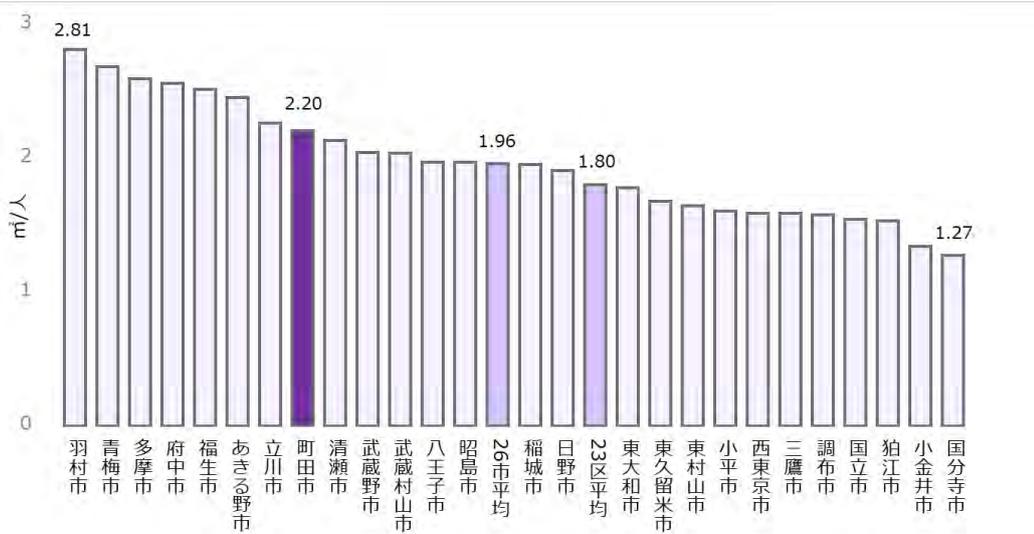
(年度)

図表 4-4 建築年別の延床面積



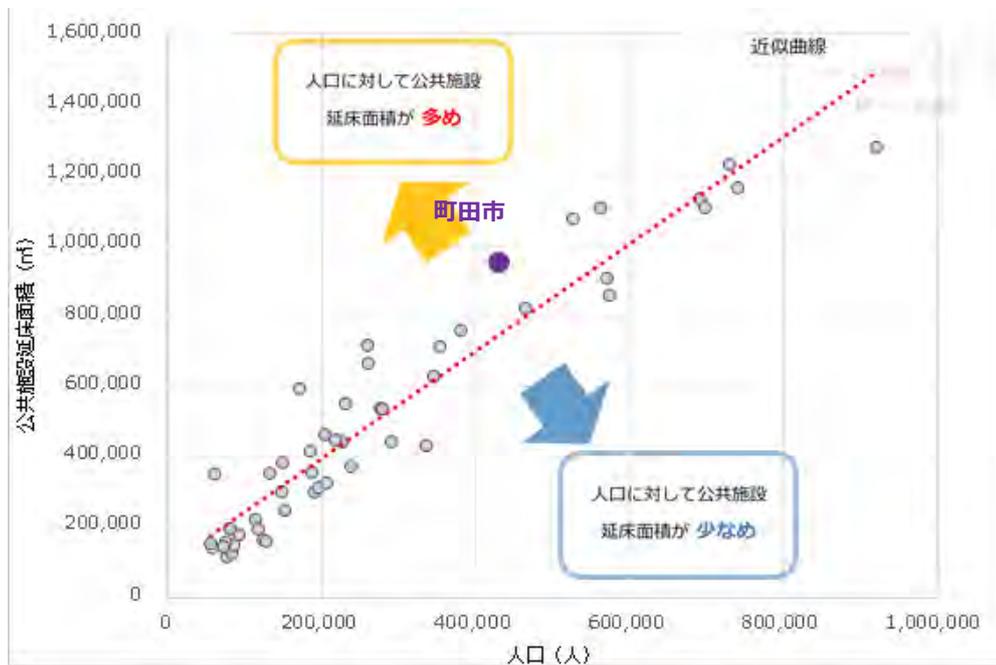
備考：1施設内に複数棟の建物がある場合は、その棟ごとの建築年で表記しています。

図表 4-5 市民 1 人あたりの公共施設延床面積



出典/時点：・公共施設の延床面積…公共施設等総合管理計画策定状況調査（総務省）/2021年3月末
 ※同調査に公共施設の延床面積を非掲載の自治体（千代田区・品川区・大田区・国分寺市・清瀬市・羽村市）は当該自治体の公共施設等総合管理計画に掲載されている情報をもとに算出しています。
 ・人口…住民基本台帳による世帯と人口（東京都）/2021年4月1日
 ※公共施設の延床面積について公共施設等総合管理計画の情報をもとに算出している自治体は、当該自治体の公共施設等総合管理計画策定時点の人口をもとに算出しています。

図表 4-6 人口と公共施設延床面積の関係（東京都区部・市部）



出典/時点：・公共施設の延床面積…公共施設等総合管理計画策定状況調査（総務省）/2021年3月末
 ※同調査に公共施設の延床面積を非掲載の自治体（千代田区・品川区・大田区・国分寺市・清瀬市・羽村市）は当該自治体の公共施設等総合管理計画に掲載されている情報をもとに算出しています。
 ・人口…住民基本台帳による世帯と人口（東京都）/2021年4月1日
 ※公共施設の延床面積について公共施設等総合管理計画の情報をもとに算出している自治体は、当該自治体の公共施設等総合管理計画策定時点の人口をもとに算出しています。

(2) 都市インフラ施設

町田市の都市インフラ施設の状況を以下に示します。

①道路

市道の総延長は約 1,272 km、うち規格改良済が約 837 km、未改良が約 434 kmです。

図表 4-7 車道幅員別市道の延長、面積

(単位 延長m、面積㎡)

総数		規格改良済		13.0m以上		5.5m以上13.0m未満		5.5m未満	
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
1,271,774	7,196,700	837,300	6,182,330	4,789	107,751	115,740	1,576,831	716,771	4,497,748
未改良		5.5m以上		3.5m以上5.5m未満		3.5m未満			
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
434,474	1,014,370	0	0	2,689	9,448	431,785	1,004,922		

出典/時点：町田市統計書（第 56 号）/2021 年 3 月末、東京都道路現況調査/2021 年 3 月末

②橋梁

市道の橋梁数は 209 橋、延長では 2,382mです。

図表 4-8 市道の橋梁数、延長及び面積

(単位 延長m、面積㎡)

総数			鋼橋			石およびコンクリート橋			木橋		
橋数	延長	面積	橋数	延長	面積	橋数	延長	面積	橋数	延長	面積
209	2,382	17,867	42	900	7,748	167	1,482	10,119	0	0	0

出典/時点：町田市統計書（第 56 号）/2021 年 3 月末

③その他の道路資産

道路、橋梁の他には、ペDESTリアンデッキ、街路灯、防護柵、道路反射鏡等の道路資産があります。

図表 4-9 市道交通安全施設の延長、箇所数

(単位 ペDESTリアンデッキ橋、防護柵km、その他箇所)

ペDESTリアンデッキ	街 路 灯	防 護 柵	道路反射鏡
16	31,520	40.7km	2,656

注) 防護柵の数値は小数点第 2 位を四捨五入したもの

出典/時点：町田市ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕計画/2021 年 3 月末、

道路 GIS 管理数(街路灯) /2021 年 3 月末、町田市統計書（第 56 号）/2021 年 3 月末

④下水道

下水道の管路は約 5,039ha、管路延長は約 1,659km、人口に対する普及率は 98.9%です。

図表 4-10 管路、管路延長、普及率

(単位 面積ha、率%)

管路	普及率					管路延長		
	町田処理区	鶴川処理区	横浜処理区	川崎処理区	流域関連処理区	汚水	雨水管	
5,038.61	2,595.95	2,192.88	27.60	33.70	188.48	約1,659	約1,312	約347
普及率								
人口	世帯数		面積					
98.9	98.8		70.4					

出典/時点：下水道事業概要(管路:供用開始面積、管路延長:管渠口径別延長、普及率:水洗化の状況)/2021年3月末

⑤都市公園

公園の総数は 718 公園の約 3.20 km²で、うち、街区公園が 495 公園の約 0.65 km²、総合公園が 4 公園の約 0.71 km²、都市緑地が 181 公園の約 0.60 km²です。

図表 4-11 公園数、面積

(単位 面積100m²)

総数		都市公園		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園	
				公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積
				495	6,498	21	4,018	7	3,409	4	7,096
				運動公園		特殊公園		広場公園		都市緑地	
公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積
718	31,983	718	31,983	2	1,030	6	3,884	2	2	181	6,046

注1) 都市公園の公園数と面積には都市緑地の公園数と面積を含む

注2) 総数と内訳の合計は必ずしも一致しない

出典/時点：町田市公園緑地等一覧表/2021年4月1日

(3) 公共施設等の管理に関する主な計画及び取り組み

本計画の策定後に町田市が行った公共施設等の管理に関する主な計画等の策定及び取り組みの状況を以下に示します。

図表 4-12 公共施設等の管理に関する主な計画等

計画等	策定期期
町田市営住宅等長寿命化計画	2017年3月
みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画	2018年6月
効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン	2020年2月
町田市立学校個別施設計画	2021年3月
町田市市民センター等の未来ビジョン	2021年3月
未来につなぐ下水道事業プラン	2021年3月
町田市新たな学校づくり推進計画	2021年5月
町田市立学校個別施設計画学校整備計画編	2021年5月
町田市町田駅周辺公共施設再編構想	2022年3月
町田市産業支援施設複合化基本計画	2022年3月

図表 4-13 公共施設等の管理に関する主な取り組み

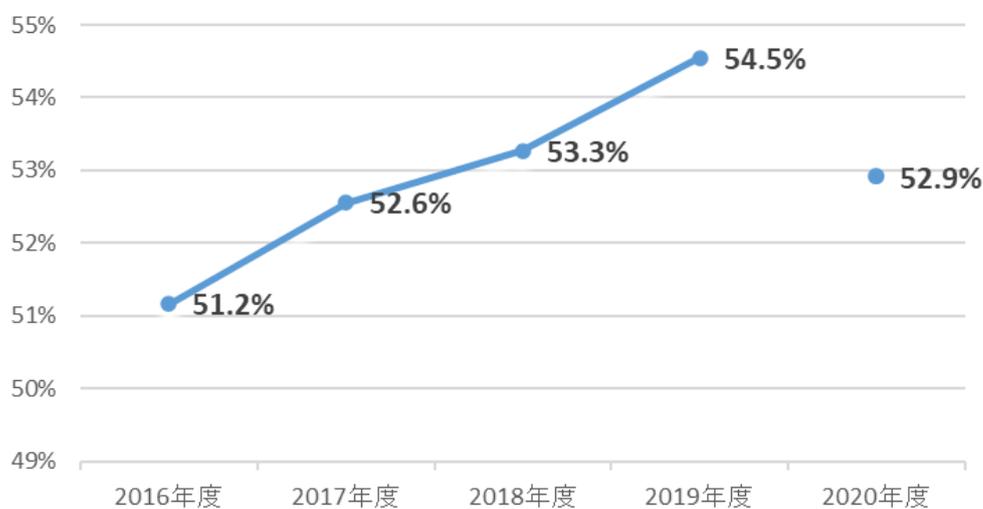
過去に行った取り組み	時期
旧緑ヶ丘小学校跡地 町田消防署移転先として貸付	2017年11月
子ども創造キャンパスひなた村 指定管理者制度導入	2019年4月
旧成瀬あおぞら会館建物及び土地 売却	2021年2月
町田市バイオエネルギーセンター 稼働（DBO方式で整備・運営）	2022年1月
ひかり療育園 民営化	2022年4月
町田第一中学校 特別教室等の地域利用	2022年8月

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、町田市が所有する公共施設について、取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを把握する指標です。一般的な目安として35～50%が適正な範囲と言われていますが、過去5年間の町田市の有形固定資産減価償却率は、50%を超える高い水準で推移しています。(図表4-12)。

なお、2020年度に有形固定資産減価償却率が低下しているのは、下水道事業会計が2020年4月1日から公営企業会計方式へ移行¹したことによります。

図表4-14 有形固定資産減価償却率の推移



¹ 下水道事業会計の有形固定資産減価償却率は、公営企業会計方式へ移行に伴い、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル(平成31年3月改訂版)」(総務省)に基づき、資産取得時から減価償却が行われてきたものとして算定した資産の帳簿価額(帳簿原価－減価償却累計相当額)をもって公営企業法適用時の帳簿原価(取得価額)として算入しています。

第5章 総合的かつ計画的な管理の必要性

財政状況が厳しさを増すなか、必要な公共施設等を適正に管理し、時代のニーズに対応した公共サービスを維持向上させていくためには、総合的かつ計画的な管理が必要です。以下に現在抱えるその代表的な課題を示します。

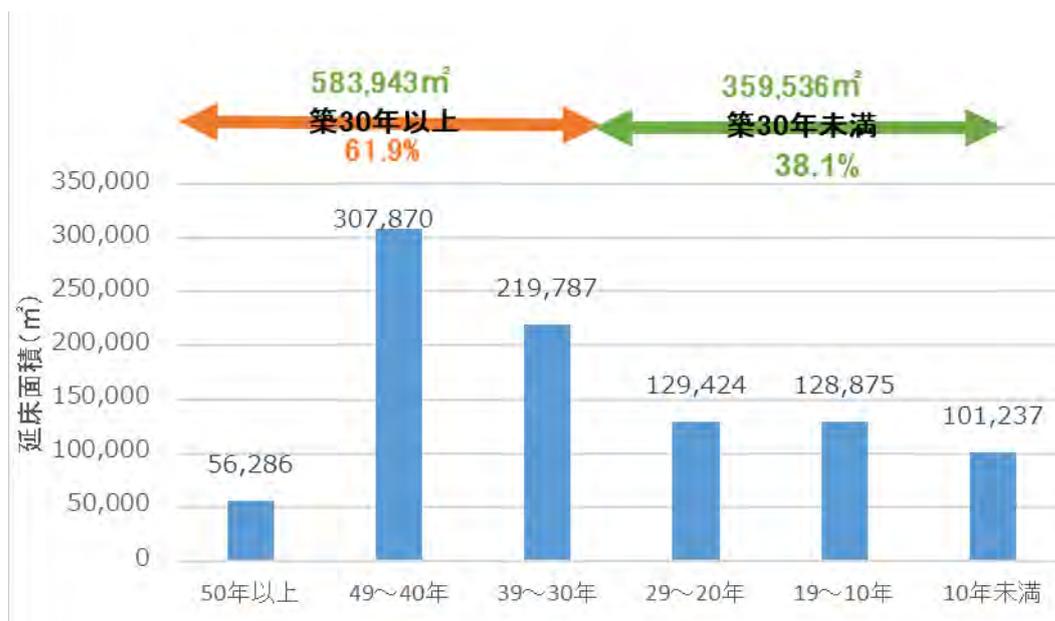
(1) 安全性の確保

公共施設は、日常的に多くの方が利用しています。誰もがいつでも安全に安心して施設が利用できるよう、日ごろの適正なメンテナンスや事故を未然に防ぐ対策の徹底は、私たち行政の重要な責務です。

町田市は高度経済成長期の急激な人口の増加や社会環境の変化に対応するため 1960 年代後半から 80 年代前半にかけて公共施設を集中的に整備しました。これらの公共施設を含む築 30 年以上の施設が、延床面積で約 58 万㎡と全体の約 62%を占めています（図表 5-1）。町田市の学校施設においてはこれまで順次、耐震化工事に着手し、2010 年度時点で全ての学校施設の耐震化工事が完了していますが、今後老朽化を迎えていく施設については、安全性の確保を最優先に引き続き適切な対応を行っていかねばなりません。

また、公共施設の多くは災害時の避難場所であるように、復旧活動等の行政活動を継続するための拠点になるなど、災害時においても重要な機能を担っています。平常時だけでなく大規模な自然災害等の有事の際においてもその機能を万全に発揮できるよう必要な対策を講じておく必要があります。

図表 5-1 築年別公共施設延床面積



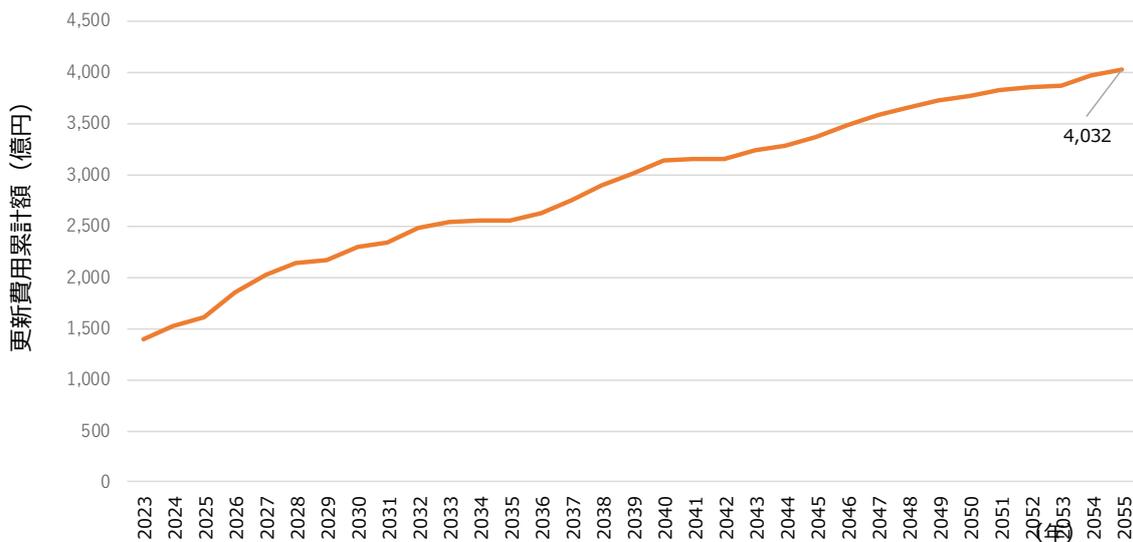
(2) 公共施設の管理に関する費用の不足

施設は建設した後も維持・更新していくために多くの費用がかかります。建替えや改修等の公共施設の更新に関する費用については、2011～2020年度の10年間で約730億円、1年間に平均すると約73億円かかっています。今後かかる公共施設の更新に関する費用の見込みとしては、耐用年数を迎えた公共施設をそのまま建替えた場合、2055年までの33年間で約4,032億円と試算されます(図表5-2)。1960年代後半から1970年代前半にかけての急激な人口増加に伴い集中的に整備した多くの公共施設が老朽化により更新の時期を迎えていることから、1年間に平均すると約122億円と、直近10年間の平均に比べ大きく増加することが見込まれます(図表5-3)。

しかし、「3. 人口と財政状況の見通し」のとおり、施設を多く建設した高度経済成長期の頃とは大きく異なる状況において、今後かつてのように莫大な更新費用を捻出することは極めて困難です。これらを踏まえると、施設の安全性を確保しながらも、公共施設の更新費用の総額を適正な水準にまで削減することを目標に、費用を見直すことが必要です。

なお、市庁舎や出張所等²の維持管理に関する費用については、過去10年間で約696億円、1年間に平均すると約70億円かかっています。

図表5-2 2055年度までにかかる公共施設の更新費用の試算



備考：2055年度までにかかる公共施設の更新費用の試算の定義

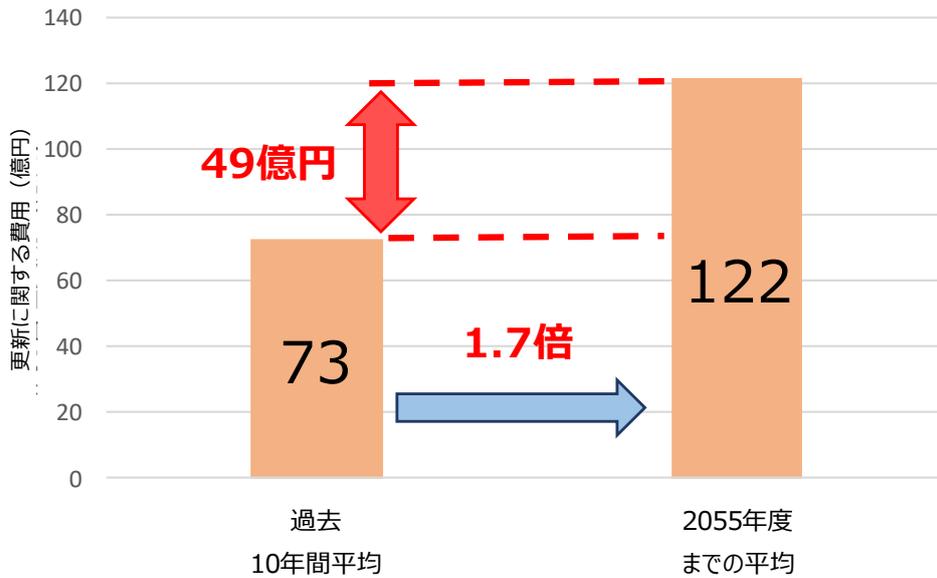
2020年度固定資産台帳をもとに、固定資産台帳における各施設の耐用年数経過時に同規模の公共施設を建替えた場合の更新費用を試算しました。なお、各公共施設の更新に係る費用の延床面積あたり単価は、社会教育施設のインフラ維持管理・更新費の見通し(文部科学省) (2021年3月末)を参考として下記のとおり設定しました。

施設分類別の工事床面積当り単価(千円/m²)

施設分類	単価
行政系施設、市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、公営住宅、供給処理施設、下水道施設	490
医療施設、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系施設	441
学校教育系施設(体育館含まず)、子育て支援系施設、公園施設、その他施設	450

² 地方財政状況調査(総務省)における「施設の管理費等の状況」の対象施設(市庁舎、出張所、図書館、ごみ処理施設等)

図表 5-3 1年間に必要な公共施設の更新に関する費用



(3) 将来を見据えた価値の創出

女性の社会進出やIT化の進展、単身世帯や高齢者の増加など、社会状況やライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズも多様化・複雑化しています。行政にはその時代のニーズを的確に捉えたサービスの提供が求められており、サービス提供の場である公共施設のあり方も、時代に応じて変化するニーズを見極めながら柔軟に見直していかなければなりません。

また、人口減少が進む時代においても、人が集まり、豊かに過ごせる魅力あるまちであるためには、新しい価値やサービスを創造できる地域性を確立していくことが必要です。そのため、これからの公共施設には、ニーズの変化に対応する柔軟性や、地域の価値や魅力の維持向上に資する付加価値が求められます。

(4) 暮らしと身近な地域拠点の確保

災害に強いまちづくりや豊かな地域社会の実現にあたっては、地域コミュニティの強化が不可欠です。公共施設はサービス提供の場であると同時に、地域のコミュニティ活動や交流の場でもあります。地域住民同士の交流の希薄化が懸念されるなか、地域コミュニティの活力を発揮・創出する場として公共施設が担っている地域拠点としての役割は重要です。誰もが気軽に立ち寄れる暮らしに身近な地域の拠点は、維持していくべき機能と考えます。

(5) ユニバーサルデザインへの取り組み

全ての市民にとって住みやすいまちづくりのためには、公共施設等において、高齢者や障がい者のほか、子育て世代や外国人等の方が利用するうえでの障壁（バリア）をなくす（フリー）施策である、バリアフリー化を進めていくことが必要です。

加えて、バリアフリーの考え方を更に発展させ、全ての方が利用しやすい施設とするために設計・計画段階から「年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が円滑に利用できるように建物や生活環境、製品などを作り上げる」というユニバーサルデザインの考えによる施設整備も求められます。

町田市では、1974年に全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を定め車椅子で歩けるまちづくりを目指し、1993年には「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を制定してバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを推進してきました。

今後の町田市における公共施設等は、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（2017年ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）や「バリアフリー法」等の改正を踏まえ、より一層のユニバーサルデザインによる施設整備に取り組む必要があります。

(6) 環境配慮・カーボンニュートラルの推進

社会・経済活動により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化をもたらし、地球の表面の温度上昇を招き、異常気象や気温上昇への影響があることがわかっています。

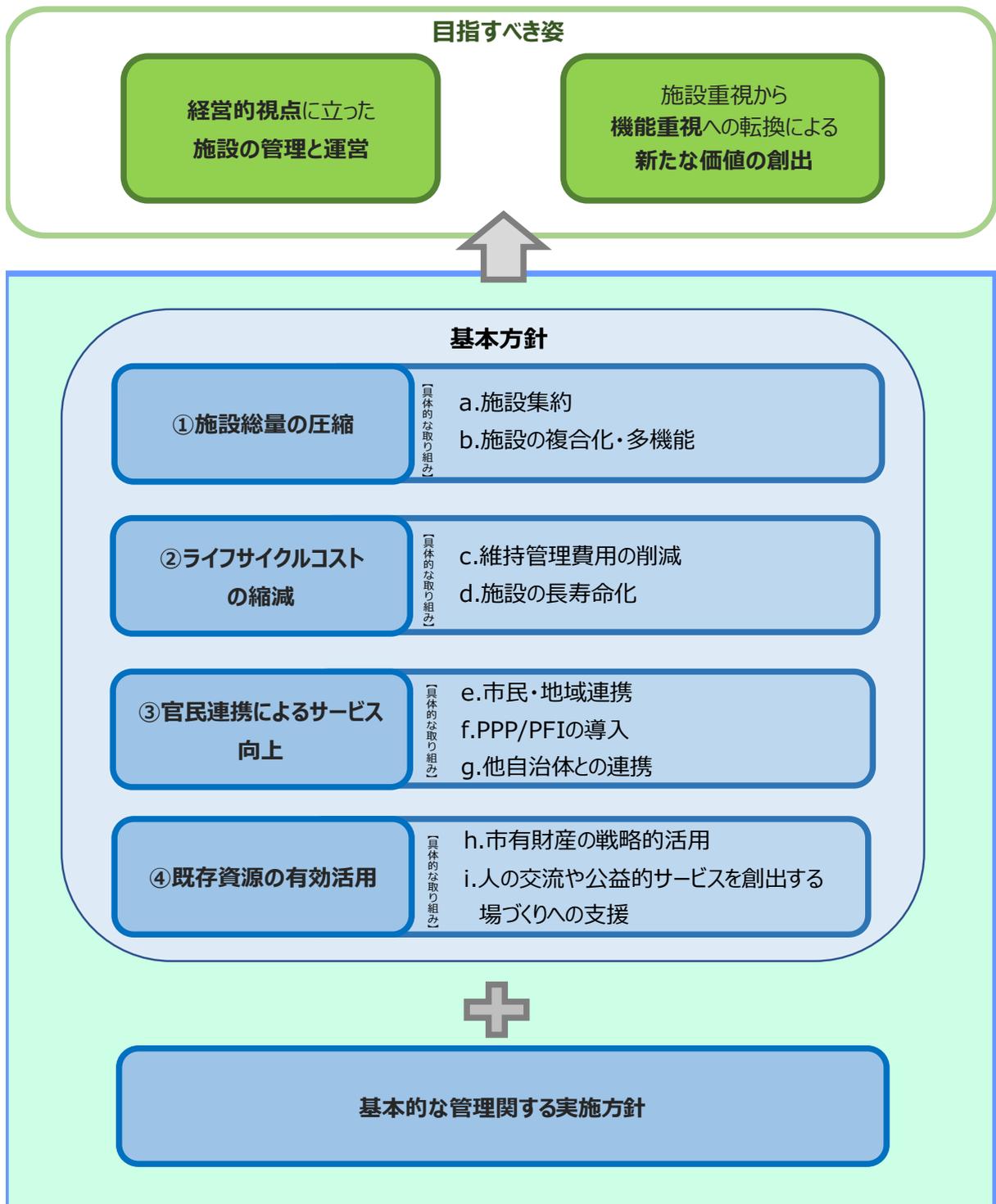
町田市においては、地球温暖化の抑制のために、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指し、環境先進都市「ゼロカーボンシティまちだ」を宣言したところです。

このような地球環境への配慮のために、町田市の公共施設においては、照明のLED化、設備更新等のほか、太陽光発電等による再生可能エネルギーの利用拡大を図り、カーボンニュートラルを進めることが求められています。

第6章 公共施設の基本的な考え方

以下の基本的な考え方に基づき、公共施設の計画的な管理を進めていきます。

公共施設の基本的な考え方



(1) 目指すべき姿

公共施設の計画的な管理を進めていくうえで、前提とする、町田市が目指すべき姿を示します。

● **経営的視点に立った施設の管理と運営**

人口減少・高齢化が進行しても、必要なサービスを維持向上させるため、経営的視点に立って公共施設の最適化を図るとともに、施設の管理と運営においてこれまで以上に徹底した効率化を行います。

● **施設重視から機能重視への転換による新たな価値の創出**

「サービス＝建物」の考え方から脱却し、公共サービスを提供する機能をいかに維持するかという考えを前提に、市民や民間事業者などとともに、多様なアイデアと民間のノウハウを活かした効率的かつ町田市ならではの魅力的なサービスを創出していきます。

(2) 基本方針

目指すべき姿を実現するための4つの基本方針を定めます。

①施設総量の圧縮

多くの公共施設が建替え時期を迎えることによる更新に関する費用の急激な増加や、財源不足により公共施設の管理にかけられる経費が少なくなっていくことが見込まれるため、施設のあり方の見直しや効果的な施設の再配置を行うことで、健全に管理できる施設総量（総延床面積）に圧縮します。

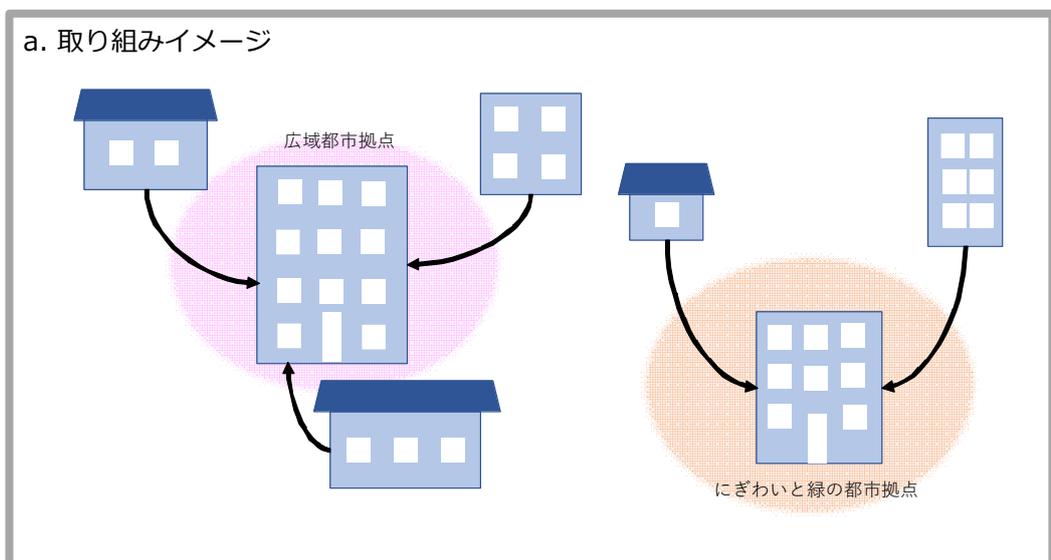
今後は原則、廃止を伴わない施設の新設は行わず、施設の建替えを行う際は、施設の複合化・多機能化を進めていきます。

➤ 具体的な取り組み

a.施設の集約

地域の市民を対象とした生活に身近なサービス機能は地域に配置する一方、広範囲の市民や市外からの利用者等も対象としたサービスは広域的な利用がしやすい立地等を配慮し「広域都市拠点」や「にぎわいとみどりの都市拠点」³に配置するなど、施設を集約することにより、施設量の削減や増加の抑制を図ります。

施設を集約するにあたっては、誰もが利用できる公共交通機関などの交通利便性にも配慮します。

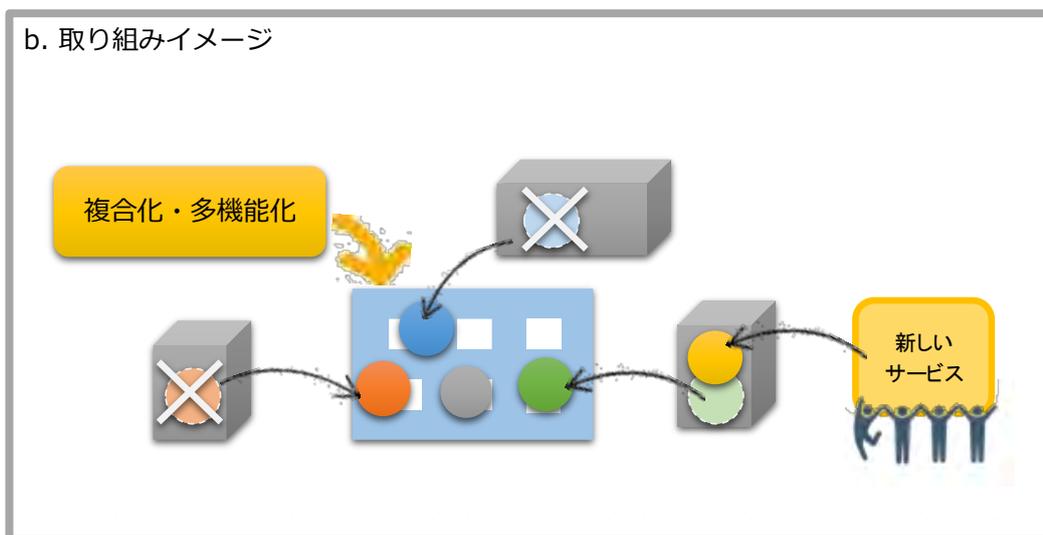


³ 「広域都市拠点」や「にぎわいとみどりの都市拠点」は、町田市都市づくりのマスタープランに位置付けられており、「広域都市拠点」とは町田駅周辺、「にぎわいとみどりの都市拠点」とは鶴川駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺、多摩境駅周辺、忠生周辺モノレール駅（想定）を指す。

b.施設の複合化・多機能化

目的や対象者ごとに施設を設置するという考え方を見直し、これまで1施設1サービスで行っていたサービスを、1施設で複数のサービスを行えるよう再編する「施設の複合化」や、施設のサービスをより多機能に再編する「施設の多機能化」により、サービス提供スペースの効率化を図ります。複合化や多機能化により生み出されたスペースは廃止することや、他のサービスを導入することで、施設総量の削減や増加の抑制を図ります。

また、施設の建替えの際には、用途の変更に柔軟に対応できるような仕様を検討します。



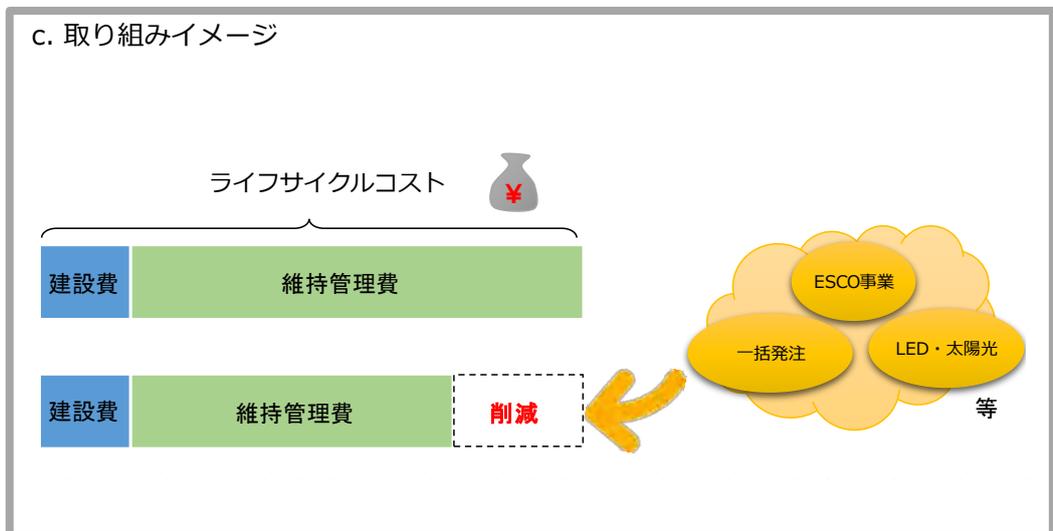
②ライフサイクルコストの縮減

一元化された施設に関する情報や新公会計制度による財務情報の活用により、維持管理運営の見直しや必要なメンテナンスや改修を着実に実行し、ライフサイクルコスト（LCC）と呼ばれる、施設の建設から施設の管理及び運営、そして建替えまでのトータル費用を縮減します。

➤ 具体的な取り組み

c.維持管理費用の削減

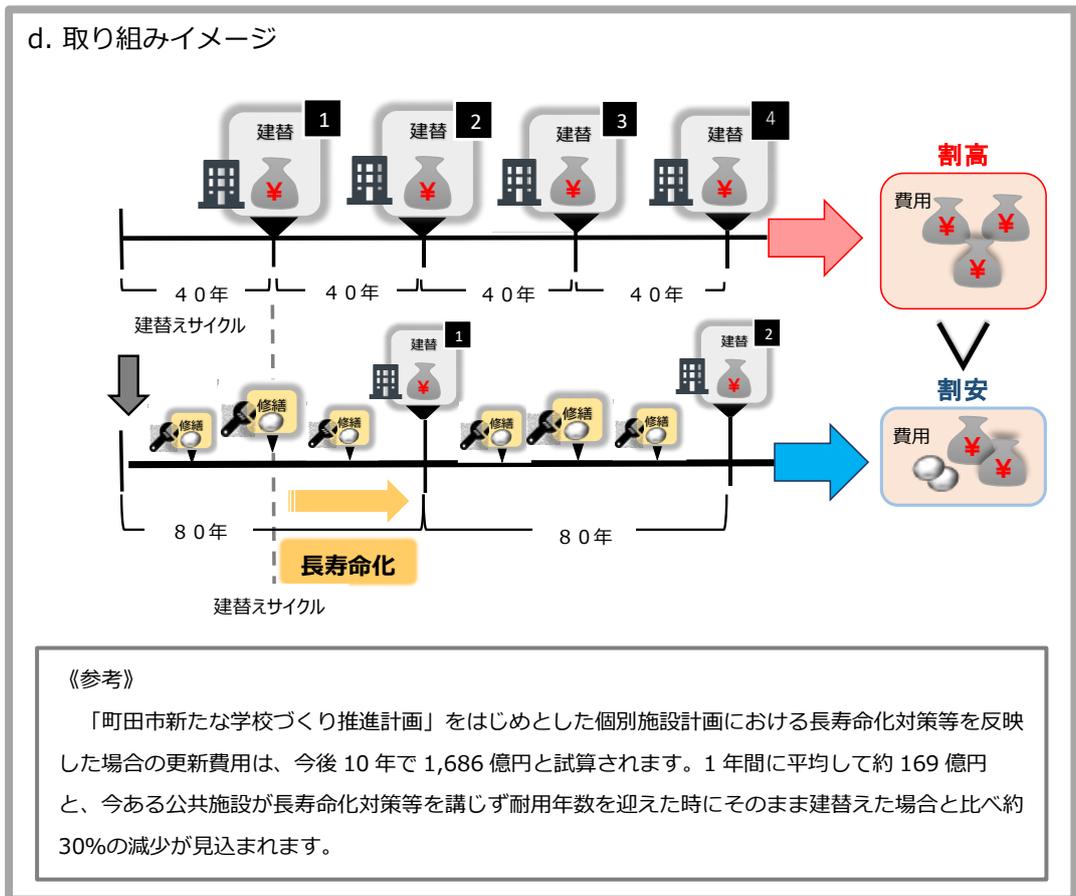
施設にかかる費用を長期的にみると、施設の建設費用以上に多額の維持管理費用を要します。そこで、運営委託方法の見直しや、ESCO事業⁴、LED・太陽光など施設の維持管理費用の削減につながる技術や手法を適宜検討及び導入し、トータル費用の縮減を図ります。



⁴ ESCO 事業とは、設備改修にかかる費用を、光熱水費の削減分で賄うことができるとした、省エネルギー化に向けた包括的サービス。（参考 一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会ホームページより）

d.施設の長寿命化

施設の建替えには多くの費用がかかるため、施設の寿命が短く、短い期間で施設を建替えることになれば、長期的に見ると大きな財政負担となります。したがって長期的な財政負担を抑えるためには、建替えサイクル⁵を延ばす必要があります。財政と連動した計画的な予防保全型の維持補修を行うとともに、定期的なメンテナンスやこまめな補修を実行し、施設の長寿命化の徹底を図ります。ただし、現状において老朽化が進みすぎて修繕等を実施しても今後求められる機能を満足することが難しい施設や、廃止する可能性のある施設については、長寿命化は行わず、安全が保たれる必要最低限の修繕に留めます。



⁵ 図で記載した40年→80年は例示であり、建替えサイクルの年数は、施設の構造や用途によりそれぞれ異なる。

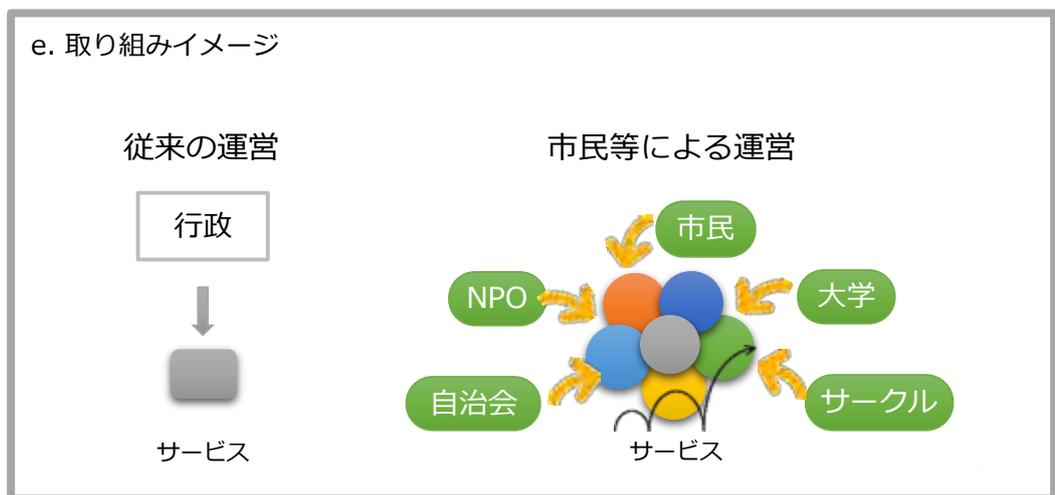
③官民連携によるサービス向上

市民や民間事業者、他自治体等の多様な主体との連携により、ニーズの変化等に対応した柔軟で付加価値の高いサービス提供を行います。これまで以上の効率化や民間のノウハウや資金の活用等により、行政だけでは提供できない、利用者目線に立ったより市民満足度の高いサービスの提供を目指します。

➤ 具体的な取り組み

e.市民・地域連携

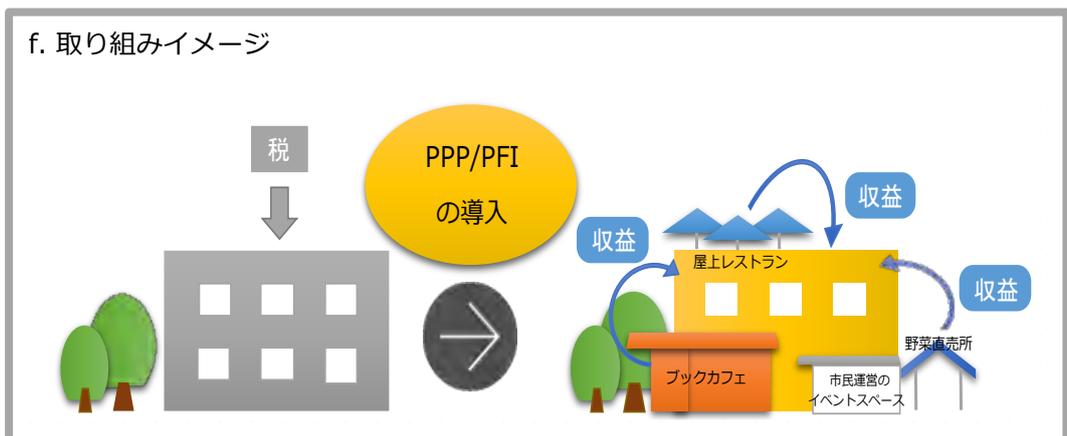
新しい価値やサービスを創造できる地域性を確立していくためには、地域の多様な主体による協力・連携が不可欠です。公共施設の運営においても、行政主導の画一的なサービスのあり方から、市民・地域との積極的な連携を図ることで、地域のニーズによりそったサービスの向上と愛着ある地域拠点の醸成を目指します。



f.PPP/PFIの導入

厳しい財政状況下においては、行政だけの運営には限界があります。PPP や PFI といった仕組みや企業版ふるさと納税の仕組みを導入し、民間の資金や活力を効果的に取り入れることで、行政が負担する維持管理費用を削減することを目指します。

さらには、市内事業者の受注機会の確保や育成にも目を配りながら、民間ノウハウを活かした市民満足度の高い公共サービス提供を目指します。



g. 他自治体との連携

サービス提供の効率化や向上が図れるサービスにおいては、他自治体との密接な連携により、サービス提供の広域化を検討していきます。



《補足説明》

・PPP

PPPとは、Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。手法の例としては、指定管理者制度、公設民営方式、包括的民間委託などがある。

・PFI

PFIとは、Private Finance Initiativeの略。PPPの手法のひとつ。公共施設等の建設、管理運営等において民間の経営能力、技術的能力に加え民間の資金を活用することで、公共事業の効率化やサービス向上を図る手法をいう。図の事例のように収益事業を活用する独立採算型のほか、地方公共団体が民間事業者へサービス対価を支払うサービス購入型がある。

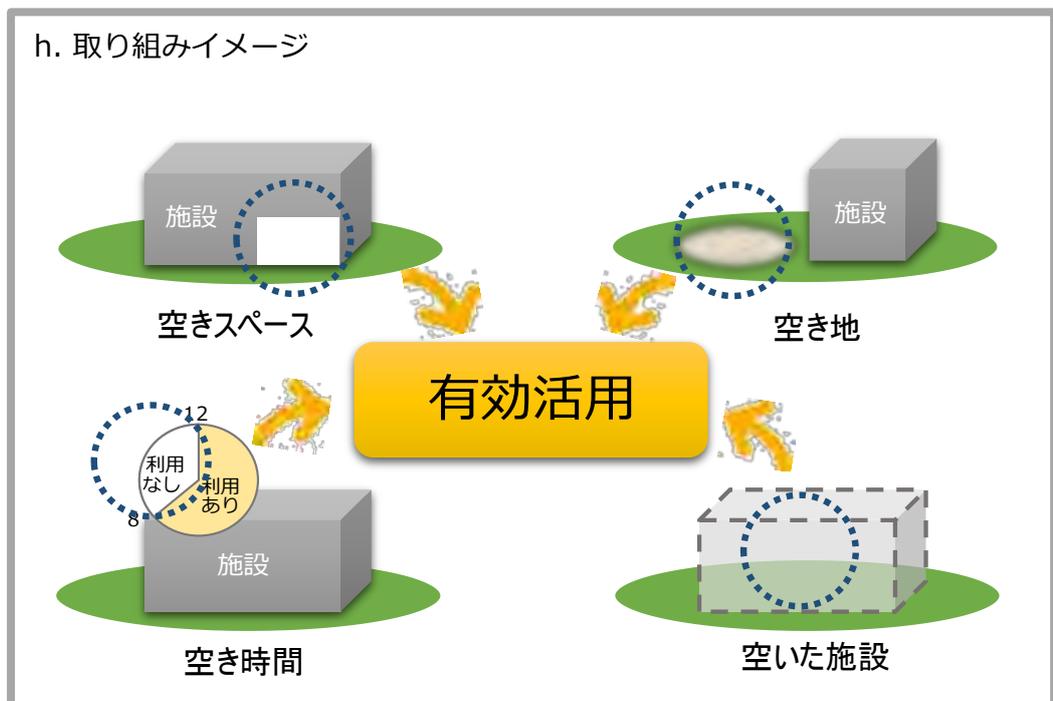
④既存資源の有効活用

人々が交流するための場所やコミュニティの活力を発揮・創出する場所として、施設の余暇スペースや未利用地等の遊休資産を有効活用するとともに、交流や公益的サービスを担う地域資源を活用した民間の場・空間づくりを支援していきます。

➤ 具体的な取り組み

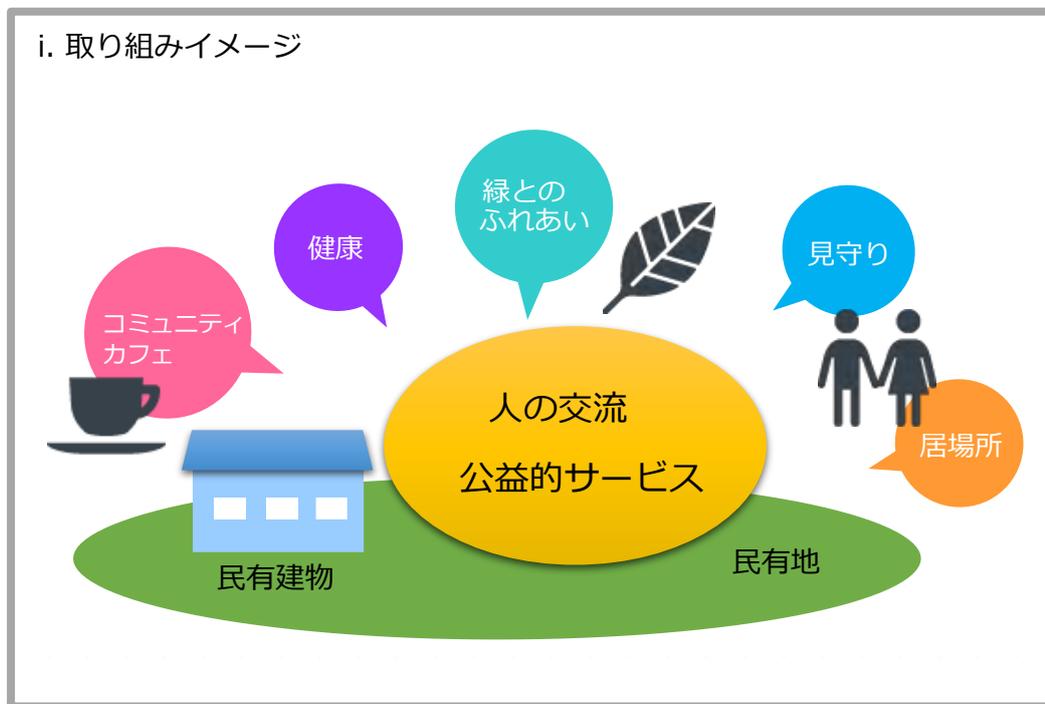
h.市有財産の戦略的活用

空きスペースや空き時間を利用して新たなサービスを提供することや集約等により空いた施設の建物を貸付・売却することなど、十分に活用しきれていない市の公共施設等については積極的かつ戦略的に活用し、新たなサービスの創出や公共施設の管理に充てる資金調達の実現を目指します。



i. 人の交流や公益的サービスを創出する場づくりへの支援

公共施設総量を抑えつつ、交流や活動の場の充足を図るため、地域コミュニティとの関係をしっかりと構築し、市民や民間事業者などによる民有施設や民有地を活用した人の交流や公益的サービスが創出される空間づくりを支援していきます。



(3) 基本的な管理に関する実施方針

公共施設の老朽化が進むなか、適切な施設管理の実施についてもその重要性はますます高まっています。従前より行っている基本的な施設の管理に関する実施方針を以下のとおり整理します。

①点検・診断等の実施方針

法律等により義務付けられている「法定点検」及び、施設の管理者等が自ら行なう「自主点検」を日常的又は定期的に行います。

「自主点検」においては、点検すべきポイントをまとめた「施設管理者が行う保守点検ガイドブック」を作成し、各施設管理者に配布及び、適宜説明会等を開催します。全ての施設管理者は「自主点検」による点検結果を報告し、これに基づき、技術職員による簡易劣化診断もしくは施設へのヒアリングを実施します。施設ごとの点検や診断情報は、わかりやすく整理及び管理し、施設の維持管理等に活かしていきます。

②耐震化の実施方針

耐震化については、「町田市耐震改修促進計画（2021年3月）」に基づき実施し、2025年度まで100%の耐震化の達成を図ります。今後は、非構造部材の既存特定天井の構造・状況を順次調査及び安全性の検証を行い、必要に応じて天井改修工事を行います。

③安全確保の実施方針

災害の発生等により高度の危険性が認められた公共施設等については、早急に施設利用を中止します。また、老朽化等により既に利用が中止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等については、適切に除却します。

④ユニバーサルデザイン化の実施方針

全ての方が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むため、公共施設の新設又は既存建築物の改修の際に、高齢者、障がい者及び子育て世代をはじめとする多様な利用者に配慮します。このために「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づく率先的な整備に努めます。

⑤脱炭素化の実施方針

公共施設における温室効果ガス排出量削減に取り組むため、市庁舎の照明のLED化、下水処理施設の設備更新、小学校・中学校の統合に伴う校舎棟のZEB Ready⁶化等を進めます。このほか、公共施設での太陽光発電等による再生可能エネルギーの利用拡大とその地産地消を進めます。

⁶ ZEB Ready : ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物で、省エネ基準からエネルギー使用量を50%以上削減した建築物を示します。(環境省公式Webサイトの用語解説)

(4) 施設機能ごとの方向性

施設機能ごとの方向性は、分野ごとの社会状況や見通しを十分考慮し、行政が提供すべきサービスの量や質の適正化を行ったうえで定めていく必要があります。ここでは、今ある建物や現在の手法にとらわれることなく、効率的に機能を維持向上させるための公共施設の機能ごとの基本的な検討の方向性を示し、その施設機能ごとの方向性に沿って、個別施設計画等で事業を具体化していきます。なお、(3) 基本的な管理に関する実施方針及び(2) 基本方針における②ライフサイクルコストの削減（維持管理費用の削減・施設の長寿命化）については施設機能ごとの分類に関係なく、今後も維持すべき全ての施設において検討するものとします。

図表 6-1 代表的な施設の検討の方向性

機能ごとの分類	代表的な施設	主な検討の方向性
庁舎等	市庁舎、市民センター、駅前連絡所	総量適正化・集約、複合化・多機能化、PPP/PFIの導入
市民活動施設	市民センター（貸出施設部分）、コミュニティセンター、中規模集会施設	総量適正化・集約、複合化・多機能化、収入源の確保、町内会館等の利活用、民間委託、地域移譲、PPP/PFIの導入
ホール施設	市民ホール、町田市鶴川緑の交流館（和光大学ポプリホール鶴川）	収入源の確保
文化・観光施設	町田市民文学館、国際版画美術館、自由民権資料館、フォトサロン、小野路宿里山交流館、自然休暇村	サービス内容の検証、総量適正化・集約、ソフト化、周辺施設との連携、PPP/PFIの導入、民間移譲・民営化
社会教育施設	図書館、生涯学習センター	サービス内容の検証、総量適正化・集約、複合化・多機能化、PPP/PFIの導入、民間委託
小学校・中学校	小学校、中学校	複合化・多機能化、学校の地域開放、学校の規模・配置の適正化、民間委託
医療・保健施設	保健所、健康福祉会館	総量適正化・集約、複合化・多機能化
高齢者施設	ふれあい館、デイサービス、わくわくプラザ町田	サービス内容の検証、民間移譲・民営化、複合化・多機能化
障がい者支援施設	子ども発達センター、せりがや会館、大賀菟絲館	複合化・多機能化、機能移転、民間移譲・民営化

機能ごとの分類	代表的な施設	主な検討の方向性
保育園・学童保育クラブ	市立保育園、学童保育クラブ	複合化・多機能化、総量適正化
市営住宅	市営住宅	総量適正化
子育て支援施設・青少年施設	子どもセンター・クラブ、大地沢青少年センター、子ども創造キャンパスひなた村	サービス内容の検証、複合化・多機能化、PPP/PFIの導入、民間委託
供給処理施設	バイオエネルギーセンター、剪定枝資源化センター	PPP/PFIの導入、民間委託
下水道施設	成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター、鶴川ポンプ場	PPP/PFIの導入、民間委託
スポーツ施設	総合体育館、陸上競技場、室内プール、クラブハウス	学校利用の拡大、PPP/PFIの導入、収入源の確保
産業系施設	町田新産業創造センター、プラザ町田	複合化・多機能化、収入源の確保
公園施設	公園管理棟、トイレ棟	PPP/PFIの導入、民間委託
その他施設	町田ターミナルプラザ、市営駐車場	複合化・多機能化、PPP/PFIの導入、民間委託

備考：本項の「機能ごとの分類」は、代表的な施設の把握をいやすくするため、第4章及び第9章で分類している「施設分類」とは分類の方法が異なります。

《用語説明》

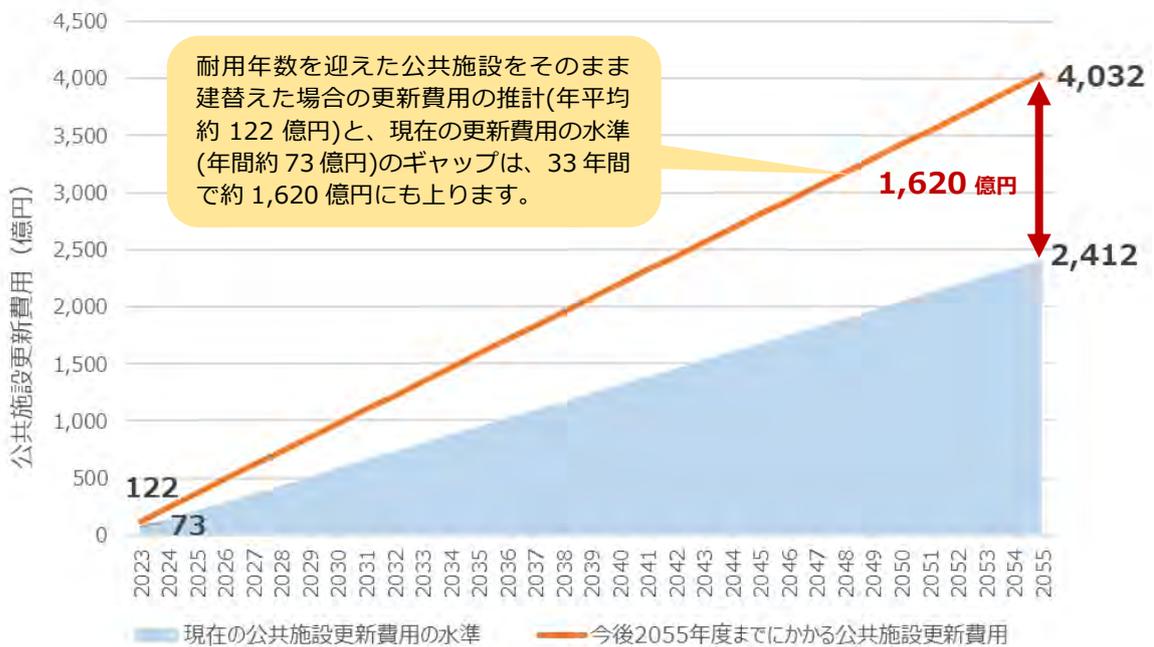
地域移譲・・・市の施設を地域（町内会・自治会等）に譲渡し、地域による運営を行うこと
 民間移譲・民営化・・・市の施設を民間事業者に譲渡し、民間事業者による運営を行うこと
 民間委託・・・市が委託をした民間事業者が公共サービスを提供すること
 ソフト化・・・専用の施設でサービスを提供する形態から転換すること
 例）地域での巡回展、コンビニでの証明書交付、移動図書館

(5) 公共施設の更新費用に関する目標

町田市の公共施設を健全な状態で維持管理していくためには、建て替えや改修等の更新にかかる費用を歳出可能な水準内に抑える必要があります。

このことから、本計画期間の2055年度までにかかる公共施設の更新費用を、本計画の改定時点において支出している更新費用⁷(年平均約73億円)の水準内に抑えることを目標とし、施設の長寿命化や、PPP/PFIの導入、施設総量の圧縮等に取り組みます。

図表 6-2 削減すべき公共施設の更新費用

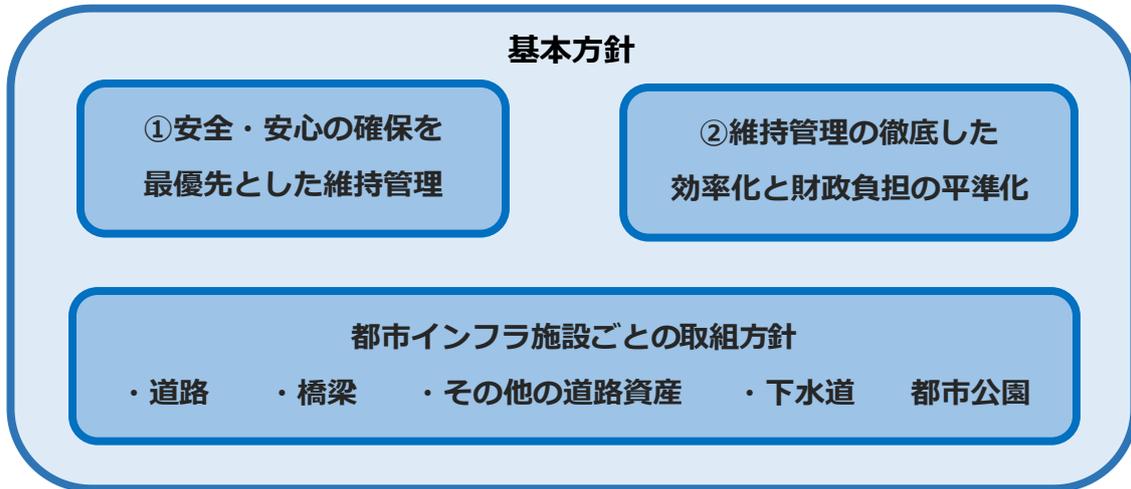


⁷ 2011～2020年度の10年間における公共施設の更新費用の平均

第7章 都市インフラ施設の基本的な考え方

以下の基本的な考え方に基づき、インフラ施設の計画的な維持管理を進めていきます。

都市インフラ施設の基本的な考え方



(1) 基本方針

都市インフラ施設の計画的な維持管理を進めていくうえでの、2つの基本方針を示します。

①安全・安心の確保を最優先とした維持管理

都市インフラ施設の機能停止や破損・破壊は市民生活に重大な影響を及ぼすだけでなく、人命の危機に関わる事態を引き起こしかねません。市民がいつでも安心して活動し、生活できるよう、安全・安心の確保を最優先に都市インフラ施設の維持管理を進めていきます。

②維持管理の徹底した効率化と財政負担の平準化

あらゆる手法を用いて維持管理にかかる費用を圧縮または生み出します。また、単年度にかかる費用を出来る限り平準化して財政負担の軽減を図っていきます。

(2) 都市インフラ施設ごとの課題と方針

各都市インフラ施設における課題と方針を示します。

①道路

課題	幹線道路・準幹線道路は資産数が多いうえ、維持管理費用が高額となるため計画的な維持管理が求められます。また、生活道路においては、資産数が多いことに加え、市民の方々からの要望の集中と占用工事が多いことから説明責任の確保が求められます。
方針	「幹線・準幹線道路舗装管理計画」及び「生活道路舗装管理計画」の継続的な運用により、優先順位を明確にし、補修を計画的に実施することで、維持更新費用の平準化を図ります。また、補修を行う際の資産劣化状況評価の考え方や、必要となる補修の方法と費用を明確にすると共に、地域の利用者と一緒に優先順位を検討していくことも視野に入れ、市民の方々に納得いただける維持管理を実現します。

②橋梁

課題	資産数が多く、維持管理費用が高額となることや、資産が供用停止となった場合、道路利用者への迂回等が必要になるなど、市民の方々に与える影響が大きいことから、計画的な維持管理が求められます。
方針	「橋梁管理計画」の継続的な運用により、橋梁の健全度と重要度に応じて補修の優先順位を決定し、施設の長寿命化と維持更新費用の平準化に向けた計画的な予防修繕を行います。また、定期点検を継続して安全確保を行うと共に、軽微な補修で対応が可能な段階での損傷の発見に努めます。

③その他の道路資産

課題	<p>街路灯については、資産数が多く、夜間交通の安全性を確保する優先度の高い資産であることや、ペDESTリアンデッキについては、資産数は少ないものの、維持管理費用が高額であるうえ、交通が集中する駅前交通を支える優先度の高い資産であることから、計画的な維持管理が求められます。</p>
方針	<p>資産の現状を適切に把握するために、職員だけでなく、専門業者への外部委託などによる効率的かつ効果的な定期点検等を行っていきます。また、数多い道路資産の管理に対応していくためには、状況に応じて、市民の方々に行っていただく施設点検も視野にいれて検討していきます。点検等により得られた情報を必要な時に活用できるよう一元管理する体制を構築します。</p>

④下水道

課題	<p>下水道管や構造物の耐用年数は50年となっています。そのため、1964年度下水道事業着手時に整備した下水道管は耐用年数を迎えようとしており、設備の更新時期を迎えています。また、人口増の鈍化や、節水型社会を背景とした水使用量の減少傾向を要因として、歳入の根幹である下水道使用料の伸びは鈍化傾向にあります。</p>
方針	<p>施設の老朽化に伴う重大な事故を未然に防ぎながら施設の延命化を図る「予防保全型」の維持管理を行うとともに、施設の点検方法の更なる効率化を図ります。</p> <p>また、今後、増加することが見込まれる改築更新に係るコストの平準化を図るとともに下水道事業管理基盤の強化を図り、計画的に維持管理を進めていくため、アセットマネジメント（施設資産のマネジメント・資金のマネジメント・人材のマネジメントによる事業管理）を導入します。</p>

⑤都市公園

<p>課 題</p>	<p>資産数が多く、植栽剪定や園内清掃等の管理に多くの労働力を必要とします。限られた予算内での緑地・公園等の効率的な維持管理運営が求められています。また、既存公園の改修や公園配置の見直し（再配置）に向けた継続的な検討が必要です。</p>
<p>方 針</p>	<p>総合公園などの規模の大きな公園や地理的資源を有する公園については、民間活力を活かし、公園の魅力向上を図ると同時に、運営資金を生み出しながら効率的・効果的な管理運営を推進していきます。街区公園などその他の住宅に身近な公園については、安全性、景観、防災等の確保に向けた、地域住民との協働による維持管理を実行していきます。また、レクリエーション空間として活用可能な河川緑地や民有地の緑地など市内の様々な緑地等も含めて、公園配置の適正化を検討します。</p>

第8章 計画の推進体制

(1) 庁内体制

将来を見据えた価値の創出を目指し、これからの時代に見合った公共施設等のあり方についての取り組み検討を進めるにあたっては、本計画の内容を十分に理解した上で、建替えや改修等の公共施設の更新に関する費用や維持に関する費用、工事の履歴や老朽化具合のほか、管理運営に要する費用や利用状況、ニーズなど、様々な要素を勘案して総合的に検討していく必要があります。

また、基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくにあたっては、個々の状況や現状のニーズを十分に把握することに加え、将来を見据えた大局的な視点も必要になります。そこで、公共施設等に関する情報を一元化することで必要な情報を漏れなく効率的に活用すると共に、管理・整備系計画の策定等にあたっては、部門横断的な連携体制を構築することで、経営的視点を取り入れた総合的なマネジメントを行います。

(2) 市民や事業者との連携

今後、必要なサービスを維持向上させていくための既存のサービスの見直しや運営方法の変更などを実施するにあたっては、利用者の方や周辺住民の方など様々な方への影響が想定されます。また、公共施設等の配置の見直しは、まちづくりのあり方にも大きく関わるものであることから、今後、個別施設の見直しの方向性を定めるにあたっては、市民等の十分な理解と協力を得て進める必要があります。

今後も継続して市民や議会への十分な情報提供を行うことで現状や課題を市民等と共有し、対話や協議の場を通じて、多くの理解が得られる丁寧な合意形成を行います。

また、今後の公共施設のあり方や運営は、市民、企業、NPO、行政などの多様な主体が協力・連携して進めていくことが基本となります。計画の推進においても、市民や企業等が主体となって積極的に参画するしくみの構築を目指します。

(3) 今後の検討の進め方

本計画の計画期間は40年です。中長期的視点をもって計画的に推進する必要がある一方で、社会情勢の変化等に対して柔軟に対応するための仕組みが必要です。そこで、本計画の方針に基づき、着実かつ計画的に取り組むを進めるために、2018年度に「みんなで描こうより良いかたち 町田市公共施設再編計画」を策定しました。同では、2018年度～2055年度までの施設機能毎の方向性を示し、その実現に向けた短期（2018年度～2026年度）、中期（2027年度～2036年度）、長期（2037年度～2055年度）の時期別の取り組みを示して

います。短期的に取り組むべき事項については具体的な実施内容を明確化することで推進を図ると共に、長期的に取り組むべき事項については、段階ごとの目標や実施内容の整理等を行います。

また、実行計画に基づき着実に計画を推進すると同時に、定期的に評価・検証を行うことで、進捗の状況や計画の前提条件等を再確認し、必要に応じて本計画についても見直しを行います。

第9章 参考資料

(1) 公共施設⁸一覧

①行政系施設 (53施設)

- 1 市庁舎
 - 2 町田市土木・公園サービスセンター
 - 3 忠生市民センター
 - 4 鶴川市民センター
 - 5 南市民センター
 - 6 なるせ駅前市民センター
 - 7 堺市民センター
 - 8 小山市民センター
 - 9 町田駅前連絡所
 - 10 南町田駅前連絡所
 - 11 消防器具置場第1分団第1部1小隊
 - 12 消防器具置場第1分団第1部2小隊 (原町田六丁目若葉会館)
 - 13 消防器具置場第1分団第2部
 - 14 消防器具置場第1分団第3部
 - 15 森野一丁目災害備蓄倉庫
 - 16 消防器具置場第1分団第4部
 - 17 消防器具置場第1分団第5部
 - 18 消防器具置場第2分団第1部
 - 19 消防器具置場第2分団第2部
 - 20 消防器具置場第2分団第3部
 - 21 消防器具置場第2分団第4部
 - 22 消防器具置場第2分団第5部
 - 23 消防器具置場第2分団第6部
 - 24 つくし野災害備蓄倉庫
 - 25 消防器具置場第2分団第7部
 - 26 消防器具置場第2分団第8部
 - 27 消防器具置場第3分団第1部
 - 28 消防器具置場第3分団第3部
 - 29 消防器具置場第3分団第4部
 - 30 消防器具置場第3分団第5部
 - 31 消防器具置場第3分団第6部
 - 32 消防器具置場第3分団第7部
 - 33 消防器具置場第3分団第8部
 - 34 消防器具置場第3分団第9部
 - 35 消防器具置場第3分団第10部
 - 36 消防器具置場第4分団第1部
 - 37 消防器具置場第4分団第2部
 - 38 消防器具置場第4分団第3部
 - 39 消防器具置場第4分団第4部
 - 40 消防器具置場第4分団第5部
 - 41 消防器具置場第4分団第6部
 - 42 消防器具置場第4分団第7部
 - 43 消防器具置場第4分団第8部
 - 44 消防器具置場第5分団第1部
 - 45 消防器具置場第5分団第2部
 - 46 消防器具置場第5分団第3部
 - 47 消防器具置場第5分団第4部1小隊
 - 48 消防器具置場第5分団第4部
 - 49 消防器具置場第5分団第5部
 - 50 消防器具置場第5分団第6部
 - 51 忠生4丁目防災倉庫
 - 52 駐車場夜間照明設備
 - 53 防災倉庫(大善倶楽部)
- #### ②市民文化系施設 (14施設)
- 54 町田市民ホール
 - 55 町田市鶴川緑の交流館(ボプリホール鶴川)
 - 56 木曽山崎コミュニティセンター
 - 57 玉川学園コミュニティセンター (みんなのトイレ)
 - 58 成瀬コミュニティセンター
 - 59 つくし野コミュニティセンター
 - 60 木曽森野コミュニティセンター
 - 61 三輪コミュニティセンター
 - 62 町田市民フォーラム

- 63 上小山田コミュニティセンター
- 64 コミュニティセンター忠生
- 65 鶴川さるびあ会館
- 66 さかいかわ会館
- 67 山崎団地集会所(やまさき会館)

③社会教育系施設 (21施設)

- 68 中央図書館
- 69 さるびあ図書館
- 70 鶴川図書館
- 71 金森図書館
- 72 木曽山崎図書館
- 73 町田市民文学館ことばらんど
- 74 町田市生涯学習センター
- 75 生涯学習センター陶芸スタジオ
- 76 国際版画美術館
- 77 市立博物館
- 78 町田市フォトサロン
- 79 自由民権資料館
- 80 町田市考古資料室
- 81 ふるさと農具館
- 82 旧白洲邸武相荘 (白洲次郎・正子旧宅)
- 83 本町田遺跡公園多目的施設
- 84 旧荻野家住宅
- 85 旧永井家住宅
- 86 村野常右衛門生家
- 87 高ヶ坂石器時代遺跡(八幡平遺跡)
- 88 高ヶ坂石器時代遺跡(牢場遺跡)

④学校教育系施設 (64施設)

- 89 町田第一小学校
- 90 町田第二小学校
- 91 町田第三小学校
- 92 町田第四小学校
- 93 町田第五小学校
- 94 町田第六小学校
- 95 南大谷小学校
- 96 藤の台小学校
- 97 本町田東小学校
- 98 本町田小学校
- 99 南第一小学校
- ## 南第二小学校
- ## 南第三小学校
- ## 南第四小学校
- ## つくし野小学校
- ## 小川小学校
- ## 成瀬台小学校
- ## 鶴間小学校
- ## 高ヶ坂小学校
- ## 成瀬中央小学校
- ## 南成瀬小学校
- ## 南つくし野小学校
- ## 鶴川第一小学校
- ## 鶴川第二小学校
- ## 鶴川第三小学校
- ## 鶴川第四小学校
- ## 金井小学校
- ## 大蔵小学校
- ## 三輪小学校
- ## 忠生小学校
- ## 小山田小学校
- ## 忠生第三小学校
- ## 山崎小学校
- ## 小山田南小学校
- ## 木曽境川小学校
- ## 七国山小学校

- 125 小山小学校
- 126 小山ヶ丘小学校
- 127 相原小学校
- 128 小中一貫ゆくのき学園
- 129 函師小学校
- 130 小山中央小学校
- 131 町田第一中学校
- 132 町田第二中学校
- 133 町田第三中学校
- 134 南大谷中学校
- 135 南中学校
- 136 つくし野中学校
- 137 成瀬台中学校
- 138 南成瀬中学校
- 139 鶴川中学校
- 140 鶴川第二中学校
- 141 薬師中学校
- 142 真光寺中学校
- 143 金井中学校
- 144 忠生中学校
- 145 山崎中学校
- 146 木曾中学校
- 147 小山田中学校
- 148 小山中学校
- 149 堺中学校
- 150 旧武蔵岡中学校
- 151 学校施設管理センター
- 152 教育センター

⑤医療施設 (1施設)

- 153 町田市民病院

⑥保健・福祉施設 (25施設)

- 154 保健所中町庁舎
- 155 健康福祉会館
- 156 すみれ会館
- 157 町田市せりがや会館
- 158 町田市授産センター
- 159 ころも農園
- 160 町田リス園
- 161 大賀藕絲館
- 162 グループホームはるかせ
- 163 町田ダリア園
- 164 ひかり療育園
- 165 町田ゆめ工房
- 166 わさびだ療育園
- 167 わくわくプラザ町田
- 168 ふれあいもみじ館
- 169 ふれあいちよる館
- 170 ふれあい桜館
- 171 デイサービス樺名坂
- 172 デイサービス森野
- 173 デイサービス南大谷
- 174 デイサービス高ヶ坂
- 175 デイサービスあいほら
- 176 木曽福祉サービスセンター
- 177 玉川学園高齢者在宅サービスセンター
- 178 本町田高齢者在宅サービスセンター

⑦公営住宅 (25施設)

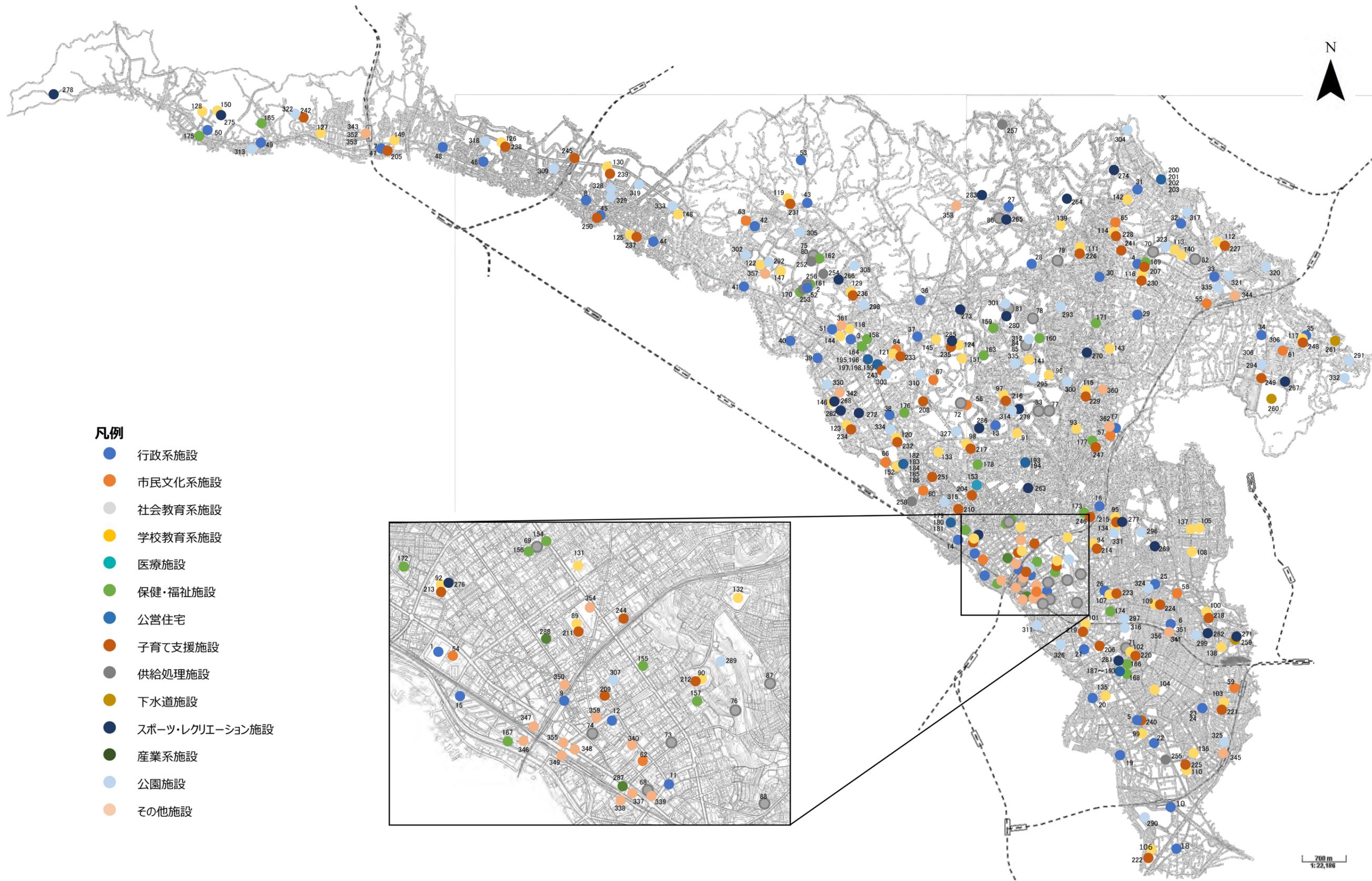
- 179 森野市営住宅1号棟
- 180 森野市営住宅2号棟
- 181 森野市営住宅3号棟
- 182 木曽市営住宅1号棟
- 183 木曽市営住宅2号棟
- 184 木曽市営住宅3号棟
- 185 木曽市営住宅4号棟

⁸ 計画の対象となる施設については第2章(3)のとおり、市が所有している施設又は市が借りあげて行政サービスを行っている施設です。①～④の施設分類は、第4章(1)図表4-1にある施設分類を使用しています。

- 186 木曾市営住宅集会所
- 187 金森市営住宅1号棟
- 188 金森市営住宅2号棟
- 189 金森市営住宅3号棟
- 190 金森市営住宅4号棟
- 191 金森市営住宅5号棟
- 192 金森市営住宅集会所
- 193 本町田市営住宅
- 194 本町田集会所
- 195 忠生市営住宅1号棟
- 196 忠生市営住宅2号棟
- 197 忠生市営住宅3号棟
- 198 忠生市営住宅集会所棟
- 199 忠生市営住宅共同物置棟
- 200 真光寺市営住宅1号棟
- 201 真光寺市営住宅2号棟
- 202 真光寺市営住宅3号棟
- 203 真光寺市営住宅集会所
- ㊦子育て支援施設（48施設）**
- 204 町田市民病院たけのご保育室(旧町田市立看護専門学校)
- 205 こうさぎ保育園
- 206 金森保育園
- 207 大蔵保育園
- 208 山崎保育園
- 209 町田保育園
- 210 森野3丁目保育園
- 211 中央学童保育クラブ
- 212 学童21保育園
- 213 森野学童保育クラブ
- 214 高ヶ坂学童保育クラブ
- 215 南大谷学童保育クラブ
- 216 藤の台学童保育クラブ
- 217 本町田学童保育クラブ
- 218 そよかぜ学童保育クラブ
- 219 金森学童保育クラブ
- 220 どんろ学童保育クラブ
- 221 つくし学童保育クラブ
- 222 鶴間ひまわり学童保育クラブ
- 223 高ヶ坂けやき学童保育クラブ
- 224 なんなる学童保育クラブ
- 225 南つくし学童保育クラブ
- 226 野津田学童保育クラブ
- 227 鶴川第二学童保育クラブ
- 228 鶴川第四学童保育クラブ
- 229 金井学童保育クラブ
- 230 大蔵学童保育クラブ
- 231 小山田学童保育クラブ
- 232 木曾学童保育クラブ
- 233 山崎学童保育クラブ
- 234 木曾堀川学童保育クラブ
- 235 七国山学童保育クラブ
- 236 函師学童保育クラブ
- 237 小山学童保育クラブ
- 238 小山ヶ丘学童保育クラブ
- 239 小山中央学童保育クラブ
- 240 子どもセンターばあん
- 241 子どもセンターつるっこ
- 242 子どもセンターばお
- 243 子どもセンターただON
- 244 子どもセンターまあち
- 245 子どもセンターばお分館WAAAO
- 246 南大谷子どもクラブ
- 247 玉川学園子どもクラブ ころころ児童館
- 248 みわっこ学童保育クラブ

- 249 三輪子どもクラブ
- 250 小山子どもクラブ
- 251 木曾子どもクラブ
- ㊧供給処理施設（7施設）**
- 252 浄化センター
- 253 資源化施設
- 254 町田リサイクル文化センター
- 255 リレーセンターみなみ
- 256 リサイクル広場まちだ
- 257 町田市剪定枝資源化センター
- 258 堀川クリーンセンター（し尿等投入施設）
- ㊨下水道施設（3施設）**
- 259 成瀬クリーンセンター
- 260 鶴見川クリーンセンター
- 261 鶴川ポンプ場
- ㊩スポーツ・レクリエーション施設（25施設）**
- 262 総合体育館
- 263 サン町田地体体育館（町田中央公園）
- 264 小野路球場（小野路公園）
- 265 陸上競技場（野津田公園）
- 266 室内プール
- 267 三輪みどり山球場管理室
- 268 木曾中学校校庭照明設備 管理棟
- 269 成瀬鞍掛スポーツ広場
- 270 金井スポーツ広場
- 271 成瀬クリーンセンターテニスコートクラブハウス
- 272 忠生スポーツ広場
- 273 山崎第2スポーツ広場
- 274 真光寺スポーツ広場
- 275 旧武蔵岡中学校クラブハウス
- 276 町田第四小学校クラブハウス
- 277 南大谷小学校クラブハウス
- 278 大地沢青少年センター
- 279 子ども創造キャンパスひなた村
- 280 七国山ファーマーズセンター
- 281 金森市民農園管理棟
- 282 忠生市民農園
- 283 小野路宿里山交流館
- 284 町田市自然休暇村（町田市外）
- 285 七国山小学校クラブハウス
- 286 緑ヶ丘グラウンド
- ㊪産業系施設（2施設）**
- 287 ブラザ町田
- 288 町田新産業創造センター
- ㊫公園施設（48施設）**
- 289 芹ヶ谷公園
- 290 鶴間公園
- 291 恩廻公園
- 292 谷戸池公園
- 293 山王塚公園
- 294 三輪中央公園
- 295 町田えびね苑
- 296 かしの木山自然公園
- 297 松葉公園
- 298 もみじ公園
- 299 堂之坂公園
- 300 金井遊歩公園
- 301 町田ぼたん園
- 302 小山田桜台ねむの木児童公園
- 303 忠生公園
- 304 真光寺公園
- 305 下小山田山王林公園
- 306 沢谷戸自然公園
- 307 原町田わかば公園

- 308 函師日影坂下公園
- 309 小山白山公園
- 310 かたかごの森
- 311 原町田青空ひろば
- 312 薬師池公園
- 313 相原根岸せせらぎ公園
- 314 日向山公園
- 315 木曾森野防災市民いこいの広場
- 316 松葉谷戸公園
- 317 広袴公園
- 318 ミツ目山公園
- 319 小山上沼公園
- 320 能ヶ谷いずみ公園
- 321 能ヶ谷空と緑の森公園
- 322 相原中央公園
- 323 鶴川中央公園
- 324 成瀬弁天橋公園
- 325 つくし野セントラルパーク
- 326 金森公園
- 327 木曾山崎公園
- 328 みたけ四季彩の丘公園
- 329 みたけの杜公園
- 330 根岸公園
- 331 南大谷公園
- 332 三輪緑地
- 333 尾根緑道
- 334 木曾富士見公園
- 335 薬師池西公園
- 336 香山緑地
- ㊬その他施設（26施設）**
- 337 町田ターミナルプラザ
- 338 原町田一丁目駐車場
- 339 原町田三丁目自転車駐車場
- 340 原町田四丁目自転車等駐車場
- 341 成瀬駅北口自転車駐車場
- 342 木曾自転車等保管場所
- 343 相原駅東口自転車駐車場
- 344 鶴川駅東側バイク駐車場
- 345 すずかけ台駅前自転車駐車場
- 346 森野自転車保管場所
- 347 町田バスセンターエレベーター・エスカレーター
- 348 ペDESTリアン3号デッキ
- 349 J R町田駅南口エスカレーター
- 350 町田地下歩道エレベーター
- 351 成瀬駅南口エスカレーター
- 352 相原駅東口西口エレベーター・エスカレーター
- 353 相原駅西口屋根
- 354 町田シバヒコ
- 355 町田駅前公共トイレ
- 356 成瀬駅北口駅前広場公共トイレ
- 357 尾根緑道公共トイレ
- 358 小野路町研修農場
- 359 民間交番「セーフティボックスサルビア」
- 360 井口ホーム
- 361 町田市戦没者合同慰霊塔会館
- 362 玉川学園五丁目臨時自転車駐車場



(2) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進にあたっては、地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報を活用し、公共施設マネジメントに関する情報と紐付けることにより、保有する公共施設等の管理を効率的に行います。

また、課別・事業別行政評価シートをはじめとした決算に関する分析と連携することにより、公共施設等の管理に関する対策について、客観的でより一層精緻な分析・検討を行います。



町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）一部改定

発行年月 2023年3月発行

発行者 町田市 政策経営部 企画政策課

〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

電話 042-722-3111（代表）

刊行物番号 22-94